

○農林水産省告示第六百三号

農業保険法（昭和二十二年法律第八十五号）第一百五十四条第三項、農業保険法施行令（平成二十九年政令第二百六十三号）第三十四条第四項並びに農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第二百十五条第二項及び第二百三十六条第二項の規定に基づき、令和四年一月二十五日農林水産省告示第十六号（畑作物共済に係る共済掛金標準率等を定める件）の一部を次のように改正する。

令和四年三月二十二日

農林水産大臣 金子原二郎

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課及び関係道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附 則

- 1 この告示は、令和四年四月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の令和四年一月二十五日農林水産省告示第十六号の規定は、令和四年四月一日以後に共済責任期間が開始する畑作物共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に

係る再保険関係から適用するものとし、同日前に共済責任期間が開始する畑作物共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。

「次のよう」の部分

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「下線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線部分があるものは、これを当該下線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の下線部分がないものは、これを加える。

改

正

後

別表 1（共済掛金標準率、畑作物通常標準被害率、再保険料基礎率及び保険料基礎率）

（略）

共済目的の種類	
大豆	

都道府県名	地域	統計単位地域
北海道	第 1 区域	—

類区分	引受方式	支払開始割合 共済限度額割合	共済掛金 標準率	畑作物通常 標準被害率	再保険料 基礎率	保険料 基礎率
% % % %						
（略）						
5 類	全相殺方式	1 割	15. 51	9. 3	6. 22	—
		2 割	10. 95	6. 4	4. 60	—
		3 割	8. 00	5. 1	3. 01	—
	半相殺方式	2 割	6. 24	5. 7	1. 49	—
		3 割	3. 18	3. 4	0. 91	—
		4 割	2. 14	3. 2	0. 40	—
8 類	全相殺方式	1 割	7. 31	4. 4	2. 92	二
		2 割	5. 16	3. 0	2. 17	二
		3 割	3. 77	2. 4	1. 42	二
9 類	全相殺方式	1 割	11. 82	10. 9	1. 69	二
		2 割	7. 42	7. 2	1. 18	二
		3 割	4. 64	5. 1	0. 66	二
都道府県名	地域	統計単位地域				
北海道	第 2 区域	—				
類区分	引受方式	支払開始割合 共済限度額割合	共済掛金 標準率	畑作物通常 標準被害率	再保険料 基礎率	保険料 基礎率
% % % %						
（略）						
3 類	全相殺方式	1 割	8. 96	8. 3	1. 28	—
		2 割	5. 62	5. 5	0. 89	—
		3 割	3. 51	3. 9	0. 50	—
	半相殺方式	2 割	4. 56	4. 2	1. 09	—
		3 割	2. 32	2. 5	0. 67	—
		4 割	1. 57	2. 3	0. 30	—
9 類	全相殺方式	1 割	8. 96	8. 3	1. 28	二
		2 割	5. 62	5. 5	0. 89	二
		3 割	3. 51	3. 9	0. 50	二

改

正

前

別表 1（共済掛金標準率、畑作物通常標準被害率、再保険料基礎率及び保険料基礎率）

（略）

共済目的の種類	
大豆	

都道府県名	地域	統計単位地域
北海道	第 1 区域	—

類区分	引受方式	支払開始割合 共済限度額割合	共済掛金 標準率	畑作物通常 標準被害率	再保険料 基礎率	保険料 基礎率
% % % %						
（略）						
5 類	全相殺方式	1 割	15. 51	9. 3	6. 22	—
		2 割	10. 95	6. 4	4. 60	—
		3 割	8. 00	5. 1	3. 01	—
	半相殺方式	2 割	6. 24	5. 7	1. 49	—
		3 割	3. 18	3. 4	0. 91	—
		4 割	2. 14	3. 2	0. 40	—
（新設）						
（新設）						
都道府県名	地域	統計単位地域				
北海道	第 2 区域	—				
類区分	引受方式	支払開始割合 共済限度額割合	共済掛金 標準率	畑作物通常 標準被害率	再保険料 基礎率	保険料 基礎率
% % % %						
（略）						
3 類	全相殺方式	1 割	8. 96	8. 3	1. 28	—
		2 割	5. 62	5. 5	0. 89	—
		3 割	3. 51	3. 9	0. 50	—
	半相殺方式	2 割	4. 56	4. 2	1. 09	—
		3 割	2. 32	2. 5	0. 67	—
		4 割	1. 57	2. 3	0. 30	—
（新設）						

都道府県名	地域	統計単位地域
北海道	第3区域	—

類区分	引受方式	支払開始割合 ・ 共済限度額割合	共済掛金 標準率	畑作物通常 標準被害率	再保険料 基礎率	保険料 基礎率
			%	%	%	%
(略)						
3類	全相殺方式	1割	7.19	6.6	1.03	—
		2割	4.51	4.4	0.72	—
		3割	2.82	3.1	0.40	—
	半相殺方式	2割	4.96	4.6	1.19	—
		3割	2.52	2.8	0.72	—
		4割	1.71	2.5	0.32	—
9類	全相殺方式	1割	7.19	6.6	1.03	二
		2割	4.51	4.4	0.72	二
		3割	2.82	3.1	0.40	二

都道府県名	地域	統計単位地域
北海道	第4区域	—

類区分	引受方式	支払開始割合 ・ 共済限度額割合	共済掛金 標準率	畑作物通常 標準被害率	再保険料 基礎率	保険料 基礎率
			%	%	%	%
(略)						
3類	全相殺方式	1割	9.53	8.8	1.36	—
		2割	5.98	5.8	0.95	—
		3割	3.74	4.1	0.53	—
	半相殺方式	2割	3.22	3.0	0.77	—
		3割	1.64	1.8	0.47	—
		4割	1.11	1.6	0.21	—
9類	全相殺方式	1割	9.53	8.8	1.36	二
		2割	5.98	5.8	0.95	二
		3割	3.74	4.1	0.53	二

都道府県名	地域	統計単位地域
北海道	第3区域	—

類区分	引受方式	支払開始割合 ・ 共済限度額割合	共済掛金 標準率	畑作物通常 標準被害率	再保険料 基礎率	保険料 基礎率
			%	%	%	%
(略)						
3類	全相殺方式	1割	7.19	6.6	1.03	—
		2割	4.51	4.4	0.72	—
		3割	2.82	3.1	0.40	—
	半相殺方式	2割	4.96	4.6	1.19	—
		3割	2.52	2.8	0.72	—
		4割	1.71	2.5	0.32	—
(新設)						

都道府県名	地域	統計単位地域
北海道	第4区域	—

類区分	引受方式	支払開始割合 ・ 共済限度額割合	共済掛金 標準率	畑作物通常 標準被害率	再保険料 基礎率	保険料 基礎率
			%	%	%	%
(略)						
3類	全相殺方式	1割	9.53	8.8	1.36	—
		2割	5.98	5.8	0.95	—
		3割	3.74	4.1	0.53	—
	半相殺方式	2割	3.22	3.0	0.77	—
		3割	1.64	1.8	0.47	—
		4割	1.11	1.6	0.21	—
(新設)						

都道府県名	地域	統計単位地域
北海道	第 5 区域	—

類区分	引受方式	支払開始割合 ・ 共済限度額割合	共済掛金 標準率	畑作物通常 標準被害率	再保険料 基礎率	保険料 基礎率
			%	%	%	%
(略)						
3 類	全相殺方式	1 割	6.20	5.7	0.89	—
		2 割	3.89	3.8	0.62	—
		3 割	2.43	2.7	0.35	—
	半相殺方式	2 割	15.41	14.4	3.69	—
		3 割	7.85	8.6	2.25	—
		4 割	5.31	7.7	1.00	—
		4 割	5.31	7.7	1.00	—
<u>9 類</u>	<u>全相殺方式</u>	<u>1 割</u>	<u>6.20</u>	<u>5.7</u>	<u>0.89</u>	二
		<u>2 割</u>	<u>3.89</u>	<u>3.8</u>	<u>0.62</u>	二
		<u>3 割</u>	<u>2.43</u>	<u>2.7</u>	<u>0.35</u>	二

(略)
共済目的の種類
いんげん

都道府県名	地域	統計単位地域
北海道	第 1 区域	—

類区分	引受方式	支払開始割合 ・ 共済限度額割合	共済掛金 標準率	畑作物通常 標準被害率	再保険料 基礎率	保険料 基礎率
			%	%	%	%
(略)						
4 類	全相殺方式	2 割	2.55	1.5	1.16	—
		3 割	2.02	1.2	0.94	—
		4 割	1.55	0.8	0.76	—
	半相殺方式	3 割	2.74	1.3	1.47	—
		4 割	2.21	1.0	1.26	—
		5 割	1.79	0.8	1.00	—
		5 割	1.79	0.8	1.00	—
<u>5 類</u>	<u>全相殺方式</u>	<u>2 割</u>	<u>4.69</u>	<u>2.6</u>	<u>2.13</u>	二
		<u>3 割</u>	<u>3.71</u>	<u>2.0</u>	<u>1.72</u>	二
		<u>4 割</u>	<u>2.85</u>	<u>1.6</u>	<u>1.27</u>	二

都道府県名	地域	統計単位地域
北海道	第 5 区域	—

類区分	引受方式	支払開始割合 ・ 共済限度額割合	共済掛金 標準率	畑作物通常 標準被害率	再保険料 基礎率	保険料 基礎率
			%	%	%	%
(略)						
3 類	全相殺方式	1 割	6.20	5.7	0.89	—
		2 割	3.89	3.8	0.62	—
		3 割	2.43	2.7	0.35	—
	半相殺方式	2 割	15.41	14.4	3.69	—
		3 割	7.85	8.6	2.25	—
		4 割	5.31	7.7	1.00	—
		4 割	5.31	7.7	1.00	—

(新設)

(略)
共済目的の種類
いんげん

都道府県名	地域	統計単位地域
北海道	第 1 区域	—

類区分	引受方式	支払開始割合 ・ 共済限度額割合	共済掛金 標準率	畑作物通常 標準被害率	再保険料 基礎率	保険料 基礎率
			%	%	%	%
(略)						
4 類	全相殺方式	2 割	2.55	1.5	1.16	—
		3 割	2.02	1.2	0.94	—
		4 割	1.55	0.8	0.76	—
	半相殺方式	3 割	2.74	1.3	1.47	—
		4 割	2.21	1.0	1.26	—
		5 割	1.79	0.8	1.00	—
		5 割	1.79	0.8	1.00	—

(新設)

都道府県名	地域	統計単位地域
北海道	第2区域	—

類区分	引受方式	支払開始割合 ・ 共済限度額割合	共済掛金 標準率	畑作物通常 標準被害率	再保険料 基礎率	保険料 基礎率
			%	%	%	%
(略)						
4類	全相殺方式	2割	1.58	0.9	0.72	—
		3割	1.25	0.7	0.58	—
		4割	0.96	0.5	0.47	—
	半相殺方式	3割	1.70	0.8	0.91	—
		4割	1.37	0.6	0.78	—
5類	全相殺方式	5割	1.11	0.5	0.62	—
		2割	5.30	2.9	2.41	二
		3割	4.19	2.3	1.93	二
		4割	3.22	1.8	1.43	二

都道府県名	地域	統計単位地域
北海道	第3区域	—

類区分	引受方式	支払開始割合 ・ 共済限度額割合	共済掛金 標準率	畑作物通常 標準被害率	再保険料 基礎率	保険料 基礎率
			%	%	%	%
(略)						
4類	全相殺方式	2割	1.74	1.0	0.79	—
		3割	1.38	0.8	0.64	—
		4割	1.06	0.6	0.52	—
	半相殺方式	3割	1.87	0.9	1.00	—
		4割	1.51	0.7	0.86	—
5類	全相殺方式	5割	1.22	0.6	0.68	—
		2割	7.49	4.1	3.41	二
		3割	5.93	3.2	2.74	二
		4割	4.56	2.5	2.07	二

都道府県名	地域	統計単位地域
北海道	第2区域	—

類区分	引受方式	支払開始割合 ・ 共済限度額割合	共済掛金 標準率	畑作物通常 標準被害率	再保険料 基礎率	保険料 基礎率
			%	%	%	%
(略)						
4類	全相殺方式	2割	1.58	0.9	0.72	—
		3割	1.25	0.7	0.58	—
		4割	0.96	0.5	0.47	—
	半相殺方式	3割	1.70	0.8	0.91	—
		4割	1.37	0.6	0.78	—
(新設)		5割	1.11	0.5	0.62	—

都道府県名	地域	統計単位地域
北海道	第3区域	—

類区分	引受方式	支払開始割合 ・ 共済限度額割合	共済掛金 標準率	畑作物通常 標準被害率	再保険料 基礎率	保険料 基礎率
			%	%	%	%
(略)						
4類	全相殺方式	2割	1.74	1.0	0.79	—
		3割	1.38	0.8	0.64	—
		4割	1.06	0.6	0.52	—
	半相殺方式	3割	1.87	0.9	1.00	—
		4割	1.51	0.7	0.86	—
(新設)		5割	1.22	0.6	0.68	—

都道府県名	地域	統計単位地域
北海道	第 4 区域	—

類区分	引受方式	支払開始割合 ・ 共済限度額割合	共済掛金 標準率	畑作物通常 標準被害率	再保険料 基礎率	保険料 基礎率
			%	%	%	%
(略)						
4 類	全相殺方式	2 割	1.53	0.9	0.70	—
		3 割	1.21	0.7	0.57	—
		4 割	0.93	0.5	0.45	—
	半相殺方式	3 割	1.65	0.8	0.88	—
		4 割	1.33	0.6	0.76	—
		5 割	1.07	0.5	0.60	—
<u>5 類</u>	<u>全相殺方式</u>	<u>2 割</u>	<u>6.77</u>	<u>3.7</u>	<u>3.08</u>	
		<u>3 割</u>	<u>5.36</u>	<u>2.9</u>	<u>2.47</u>	
		<u>4 割</u>	<u>4.12</u>	<u>2.3</u>	<u>1.83</u>	

都道府県名	地域	統計単位地域
北海道	第 5 区域	—

類区分	引受方式	支払開始割合 ・ 共済限度額割合	共済掛金 標準率	畑作物通常 標準被害率	再保険料 基礎率	保険料 基礎率
			%	%	%	%
(略)						
3 類	全相殺方式	2 割	2.26	1.3	1.02	—
		3 割	1.79	1.0	0.83	—
		4 割	1.38	0.7	0.69	—
	半相殺方式	3 割	2.44	1.2	1.27	—
		4 割	1.96	0.9	1.08	—
		5 割	1.60	0.7	0.91	—
<u>5 類</u>	<u>全相殺方式</u>	<u>2 割</u>	<u>2.74</u>	<u>1.5</u>	<u>1.25</u>	二
		<u>3 割</u>	<u>2.17</u>	<u>1.2</u>	<u>1.00</u>	二
		<u>4 割</u>	<u>1.67</u>	<u>0.9</u>	<u>0.78</u>	二

(略)

都道府県名	地域	統計単位地域
北海道	第 4 区域	—

類区分	引受方式	支払開始割合 ・ 共済限度額割合	共済掛金 標準率	畑作物通常 標準被害率	再保険料 基礎率	保険料 基礎率
			%	%	%	%
(略)						
4 類	全相殺方式	2 割	1.53	0.9	0.70	—
		3 割	1.21	0.7	0.57	—
		4 割	0.93	0.5	0.45	—
	半相殺方式	3 割	1.65	0.8	0.88	—
		4 割	1.33	0.6	0.76	—
		5 割	1.07	0.5	0.60	—

(新設)

都道府県名	地域	統計単位地域
北海道	第 5 区域	—

類区分	引受方式	支払開始割合 ・ 共済限度額割合	共済掛金 標準率	畑作物通常 標準被害率	再保険料 基礎率	保険料 基礎率
			%	%	%	%
(略)						
3 類	全相殺方式	2 割	2.26	1.3	1.02	—
		3 割	1.79	1.0	0.83	—
		4 割	1.38	0.7	0.69	—
	半相殺方式	3 割	2.44	1.2	1.27	—
		4 割	1.96	0.9	1.08	—
		5 割	1.60	0.7	0.91	—

(新設)

(略)

共済目的の種類
大豆

都道府県名	地域	統計単位地域
岩手県	第 1 区域	—

類区分	引受方式	支払開始割合 ・ 共済限度額割合	共済掛金 標準率	畑作物通常 標準被害率	再保険料 基礎率	保険料 基礎率
			%	%	%	%
(略)						
3 類	全相殺方式	1 割	8.25	6.4	—	1.90
		2 割	5.69	4.7	—	1.02
		3 割	3.65	3.8	—	0.51
	半相殺方式	2 割	4.88	4.2	—	0.87
		3 割	2.78	2.9	—	0.48
		4 割	1.64	2.4	—	0.19
		4 割	1.64	2.4	—	0.19
9 類	全相殺方式	1 割	8.25	6.4	—	1.90
		2 割	5.69	4.7	—	1.02
		3 割	3.65	3.8	—	0.51

共済目的の種類
大豆

都道府県名	地域	統計単位地域
宮城県	第 1 区域	—

類区分	引受方式	支払開始割合 ・ 共済限度額割合	共済掛金 標準率	畑作物通常 標準被害率	再保険料 基礎率	保険料 基礎率
			%	%	%	%
(略)						
3 類	全相殺方式	1 割	17.48	17.2	—	1.90
		2 割	11.08	11.4	—	1.26
		3 割	6.96	8.1	—	0.61
	半相殺方式	2 割	13.46	8.3	—	5.34
		3 割	9.28	6.6	—	3.41
		4 割	6.40	5.6	—	2.02
		4 割	6.40	5.6	—	2.02
9 類	全相殺方式	1 割	17.48	17.2	—	1.90
		2 割	11.08	11.4	—	1.26
		3 割	6.96	8.1	—	0.61

(略)

共済目的の種類
大豆

都道府県名	地域	統計単位地域
岩手県	第 1 区域	—

類区分	引受方式	支払開始割合 ・ 共済限度額割合	共済掛金 標準率	畑作物通常 標準被害率	再保険料 基礎率	保険料 基礎率
			%	%	%	%
(略)						
3 類	全相殺方式	1 割	8.25	6.4	—	1.90
		2 割	5.69	4.7	—	1.02
		3 割	3.65	3.8	—	0.51
	半相殺方式	2 割	4.88	4.2	—	0.87
		3 割	2.78	2.9	—	0.48
		4 割	1.64	2.4	—	0.19
		4 割	1.64	2.4	—	0.19

(新設)
(略)
共済目的の種類
大豆

都道府県名	地域	統計単位地域
宮城県	第 1 区域	—

類区分	引受方式	支払開始割合 ・ 共済限度額割合	共済掛金 標準率	畑作物通常 標準被害率	再保険料 基礎率	保険料 基礎率
			%	%	%	%
(略)						
3 類	全相殺方式	1 割	17.48	17.2	—	1.90
		2 割	11.08	11.4	—	1.26
		3 割	6.96	8.1	—	0.61
	半相殺方式	2 割	13.46	8.3	—	5.34
		3 割	9.28	6.6	—	3.41
		4 割	6.40	5.6	—	2.02
		4 割	6.40	5.6	—	2.02

(新設)

(略)

共済目的の種類
大豆

都道府県名	地域	統計単位地域
山形県	第 1 区域	—

類区分	引受方式	支払開始割合 ・ 共済限度額割合	共済掛金 標準率	畑作物通常 標準被害率	再保険料 基礎率	保険料 基礎率
			%	%	%	%
(略)						
3 類	全相殺方式	1 割	6.99	5.0	—	2.32
		2 割	4.66	3.3	—	1.74
		3 割	3.22	2.6	—	1.10
	半相殺方式	2 割	4.00	3.5	—	1.05
		3 割	2.26	2.1	—	0.73
		4 割	1.50	1.7	—	0.43
	<u>9 類</u> <u>全相殺方式</u>	<u>1 割</u>	<u>6.99</u>	<u>5.0</u>	<u>—</u>	<u>2.32</u>
		<u>2 割</u>	<u>4.66</u>	<u>3.3</u>	<u>—</u>	<u>1.74</u>
		<u>3 割</u>	<u>3.22</u>	<u>2.6</u>	<u>—</u>	<u>1.10</u>

共済目的の種類
大豆

都道府県名	地域	統計単位地域
茨城県	第 1 区域	—

類区分	引受方式	支払開始割合 ・ 共済限度額割合	共済掛金 標準率	畑作物通常 標準被害率	再保険料 基礎率	保険料 基礎率
			%	%	%	%
(略)						
3 類	全相殺方式	1 割	23.70	22.9	2.08	—
		2 割	16.47	16.1	1.55	—
		3 割	10.95	11.2	0.88	—
	半相殺方式	2 割	21.71	18.2	3.88	—
		3 割	14.50	11.9	3.02	—
		4 割	9.16	7.9	2.00	—
	<u>9 類</u> <u>全相殺方式</u>	<u>1 割</u>	<u>23.70</u>	<u>22.9</u>	<u>2.08</u>	<u>—</u>
		<u>2 割</u>	<u>16.47</u>	<u>16.1</u>	<u>1.55</u>	<u>—</u>
		<u>3 割</u>	<u>10.95</u>	<u>11.2</u>	<u>0.88</u>	<u>—</u>

(略)

共済目的の種類
大豆

都道府県名	地域	統計単位地域
山形県	第 1 区域	—

類区分	引受方式	支払開始割合 ・ 共済限度額割合	共済掛金 標準率	畑作物通常 標準被害率	再保険料 基礎率	保険料 基礎率
			%	%	%	%
(略)						
3 類	全相殺方式	1 割	6.99	5.0	—	2.32
		2 割	4.66	3.3	—	1.74
		3 割	3.22	2.6	—	1.10
	半相殺方式	2 割	4.00	3.5	—	1.05
		3 割	2.26	2.1	—	0.73
		4 割	1.50	1.7	—	0.43
	(新設)					

共済目的の種類
大豆

都道府県名	地域	統計単位地域
茨城県	第 1 区域	—

類区分	引受方式	支払開始割合 ・ 共済限度額割合	共済掛金 標準率	畑作物通常 標準被害率	再保険料 基礎率	保険料 基礎率
			%	%	%	%
(略)						
3 類	全相殺方式	1 割	23.70	22.9	2.08	—
		2 割	16.47	16.1	1.55	—
		3 割	10.95	11.2	0.88	—
	半相殺方式	2 割	21.71	18.2	3.88	—
		3 割	14.50	11.9	3.02	—
		4 割	9.16	7.9	2.00	—
	(新設)					

(略)

共済目的の種類
大豆

都道府県名	地域	統計単位地域
栃木県	第 1 区域	—

類区分	引受方式	支払開始割合 ・ 共済限度額割合	共済掛金 標準率	畑作物通常 標準被害率	再保険料 基礎率	保険料 基礎率
			%	%	%	%
(略)						
3 類	全相殺方式	1 割	10.12	10.3	—	0.88
		2 割	6.54	6.8	—	0.63
		3 割	4.10	4.6	—	0.38
	半相殺方式	2 割	7.29	6.7	—	1.17
		3 割	4.41	4.5	—	0.64
		4 割	2.67	3.3	—	0.26
<u>9 類</u>	<u>全相殺方式</u>	<u>1 割</u>	<u>10.12</u>	<u>10.3</u>	<u>—</u>	<u>0.88</u>
		<u>2 割</u>	<u>6.54</u>	<u>6.8</u>	<u>—</u>	<u>0.63</u>
		<u>3 割</u>	<u>4.10</u>	<u>4.6</u>	<u>—</u>	<u>0.38</u>

(略)

共済目的の種類
大豆

都道府県名	地域	統計単位地域
長野県	第 1 区域	—

類区分	引受方式	支払開始割合 ・ 共済限度額割合	共済掛金 標準率	畑作物通常 標準被害率	再保険料 基礎率	保険料 基礎率
			%	%	%	%
(略)						
3 類	全相殺方式	1 割	6.60	12.3	—	0.66
		2 割	4.01	7.7	—	0.46
		3 割	2.33	5.5	—	0.24
	半相殺方式	2 割	11.14	7.7	—	3.49
		3 割	7.93	5.5	—	2.48
		4 割	5.67	4.4	—	1.49
<u>9 類</u>	<u>全相殺方式</u>	<u>1 割</u>	<u>6.60</u>	<u>12.3</u>	<u>—</u>	<u>0.66</u>
		<u>2 割</u>	<u>4.01</u>	<u>7.7</u>	<u>—</u>	<u>0.46</u>
		<u>3 割</u>	<u>2.33</u>	<u>5.5</u>	<u>—</u>	<u>0.24</u>

(略)

共済目的の種類
大豆

都道府県名	地域	統計単位地域
栃木県	第 1 区域	—

類区分	引受方式	支払開始割合 ・ 共済限度額割合	共済掛金 標準率	畑作物通常 標準被害率	再保険料 基礎率	保険料 基礎率
			%	%	%	%
(略)						
3 類	全相殺方式	1 割	10.12	10.3	—	0.88
		2 割	6.54	6.8	—	0.63
		3 割	4.10	4.6	—	0.38
	半相殺方式	2 割	7.29	6.7	—	1.17
		3 割	4.41	4.5	—	0.64
		4 割	2.67	3.3	—	0.26
(新設)						

(略)

共済目的の種類
大豆

都道府県名	地域	統計単位地域
長野県	第 1 区域	—

類区分	引受方式	支払開始割合 ・ 共済限度額割合	共済掛金 標準率	畑作物通常 標準被害率	再保険料 基礎率	保険料 基礎率
			%	%	%	%
(略)						
3 類	全相殺方式	1 割	6.60	12.3	—	0.66
		2 割	4.01	7.7	—	0.46
		3 割	2.33	5.5	—	0.24
	半相殺方式	2 割	11.14	7.7	—	3.49
		3 割	7.93	5.5	—	2.48
		4 割	5.67	4.4	—	1.49
(新設)						

(略)

共済目的の種類
大豆

都道府県名	地域	統計単位地域
岐阜県	第 1 区域	—

類区分	引受方式	支払開始割合 ・ 共済限度額割合	共済掛金 標準率	畑作物通常 標準被害率	再保険料 基礎率	保険料 基礎率
			%	%	%	%
(略)						
3 類	全相殺方式	1 割	8.10	5.4	—	3.29
		2 割	5.64	3.6	—	2.53
		3 割	4.00	2.9	—	1.71
	半相殺方式	2 割	8.38	7.5	—	1.54
<u>9 類</u>	<u>全相殺方式</u>	3 割	5.29	4.8	—	1.12
		4 割	3.25	3.3	—	0.66
		<u>1 割</u>	<u>10.44</u>	<u>6.9</u>	<u>—</u>	<u>4.24</u>
		<u>2 割</u>	<u>7.27</u>	<u>4.7</u>	<u>—</u>	<u>3.26</u>
		<u>3 割</u>	<u>5.15</u>	<u>3.7</u>	<u>—</u>	<u>2.20</u>

共済目的の種類
大豆

都道府県名	地域	統計単位地域
滋賀県	第 1 区域	—

類区分	引受方式	支払開始割合 ・ 共済限度額割合	共済掛金 標準率	畑作物通常 標準被害率	再保険料 基礎率	保険料 基礎率
			%	%	%	%
(略)						
3 類	全相殺方式	1 割	7.78	6.6	—	1.74
		2 割	5.23	4.4	—	1.34
		3 割	3.52	3.2	—	0.88
	半相殺方式	2 割	6.33	5.1	—	1.60
<u>9 類</u>	<u>全相殺方式</u>	3 割	4.01	3.4	—	1.10
		4 割	2.49	2.4	—	0.70
		<u>1 割</u>	<u>9.66</u>	<u>8.1</u>	<u>—</u>	<u>2.16</u>
		<u>2 割</u>	<u>6.50</u>	<u>5.4</u>	<u>—</u>	<u>1.66</u>
		<u>3 割</u>	<u>4.38</u>	<u>4.0</u>	<u>—</u>	<u>1.09</u>

(略)

共済目的の種類
大豆

都道府県名	地域	統計単位地域
岐阜県	第 1 区域	—

類区分	引受方式	支払開始割合 ・ 共済限度額割合	共済掛金 標準率	畑作物通常 標準被害率	再保険料 基礎率	保険料 基礎率
			%	%	%	%
(略)						
3 類	全相殺方式	1 割	8.10	5.4	—	3.29
		2 割	5.64	3.6	—	2.53
		3 割	4.00	2.9	—	1.71
	半相殺方式	2 割	8.38	7.5	—	1.54
(新設)		3 割	5.29	4.8	—	1.12
		4 割	3.25	3.3	—	0.66

共済目的の種類
大豆

都道府県名	地域	統計単位地域
滋賀県	第 1 区域	—

類区分	引受方式	支払開始割合 ・ 共済限度額割合	共済掛金 標準率	畑作物通常 標準被害率	再保険料 基礎率	保険料 基礎率
			%	%	%	%
(略)						
3 類	全相殺方式	1 割	7.78	6.6	—	1.74
		2 割	5.23	4.4	—	1.34
		3 割	3.52	3.2	—	0.88
	半相殺方式	2 割	6.33	5.1	—	1.60
(新設)		3 割	4.01	3.4	—	1.10
		4 割	2.49	2.4	—	0.70

(略)

共済目的の種類
大豆

都道府県名	地域	統計単位地域
京都府	第 1 区域	—

類区分	引受方式	支払開始割合 ・ 共済限度額割合	共済掛金 標準率	畑作物通常 標準被害率	再保険料 基礎率	保険料 基礎率
			%	%	%	%
(略)						
2 類	全相殺方式	1 割	10.02	7.2	—	2.85
		2 割	7.12	4.9	—	2.23
		3 割	5.02	3.5	—	1.55
	半相殺方式	2 割	10.43	7.4	—	3.05
		3 割	7.05	4.8	—	2.26
		4 割	4.72	3.4	—	1.34
	<u>9 類</u> <u>全相殺方式</u>	<u>1 割</u>	<u>10.02</u>	<u>7.2</u>	<u>—</u>	<u>2.85</u>
		<u>2 割</u>	<u>7.12</u>	<u>4.9</u>	<u>—</u>	<u>2.23</u>
		<u>3 割</u>	<u>5.02</u>	<u>3.5</u>	<u>—</u>	<u>1.55</u>

(略)

共済目的の種類
大豆

都道府県名	地域	統計単位地域
兵庫県	第 1 区域	—

類区分	引受方式	支払開始割合 ・ 共済限度額割合	共済掛金 標準率	畑作物通常 標準被害率	再保険料 基礎率	保険料 基礎率
			%	%	%	%
(略)						
3 類	全相殺方式	1 割	6.74	3.1	—	3.65
		2 割	5.13	2.3	—	2.85
		3 割	4.02	1.9	—	2.13
	半相殺方式	2 割	7.53	4.6	—	2.97
		3 割	5.54	3.0	—	2.55
		4 割	4.28	2.3	—	2.03
	<u>9 類</u> <u>全相殺方式</u>	<u>1 割</u>	<u>7.25</u>	<u>3.3</u>	<u>—</u>	<u>3.96</u>
		<u>2 割</u>	<u>5.52</u>	<u>2.5</u>	<u>—</u>	<u>3.06</u>
		<u>3 割</u>	<u>4.32</u>	<u>2.1</u>	<u>—</u>	<u>2.26</u>

(略)

共済目的の種類
大豆

都道府県名	地域	統計単位地域
京都府	第 1 区域	—

類区分	引受方式	支払開始割合 ・ 共済限度額割合	共済掛金 標準率	畑作物通常 標準被害率	再保険料 基礎率	保険料 基礎率
			%	%	%	%
(略)						
2 類	全相殺方式	1 割	10.02	7.2	—	2.85
		2 割	7.12	4.9	—	2.23
		3 割	5.02	3.5	—	1.55
	半相殺方式	2 割	10.43	7.4	—	3.05
		3 割	7.05	4.8	—	2.26
		4 割	4.72	3.4	—	1.34
	(新設)					

(略)

共済目的の種類
大豆

都道府県名	地域	統計単位地域
兵庫県	第 1 区域	—

類区分	引受方式	支払開始割合 ・ 共済限度額割合	共済掛金 標準率	畑作物通常 標準被害率	再保険料 基礎率	保険料 基礎率
			%	%	%	%
(略)						
3 類	全相殺方式	1 割	6.74	3.1	—	3.65
		2 割	5.13	2.3	—	2.85
		3 割	4.02	1.9	—	2.13
	半相殺方式	2 割	7.53	4.6	—	2.97
		3 割	5.54	3.0	—	2.55
		4 割	4.28	2.3	—	2.03
	(新設)					

(略)

共済目的の種類
大豆

都道府県名	地域	統計単位地域
奈良県	第 1 区域	—

類区分	引受方式	支払開始割合 ・ 共済限度額割合	共済掛金 標準率	畑作物通常 標準被害率	再保険料 基礎率	保険料 基礎率
			%	%	%	%
(略)						
2 類	全相殺方式	1 割	4.07	4.3	—	0.95
		2 割	2.34	2.8	—	0.58
		3 割	1.46	2.3	—	0.25
	半相殺方式	2 割	4.78	4.8	—	1.18
		3 割	2.68	3.1	—	0.71
		4 割	1.63	2.4	—	0.28
<u>9 類</u>	<u>全相殺方式</u>	<u>1 割</u>	<u>4.07</u>	<u>4.3</u>	<u>—</u>	<u>0.95</u>
		<u>2 割</u>	<u>2.34</u>	<u>2.8</u>	<u>—</u>	<u>0.58</u>
		<u>3 割</u>	<u>1.46</u>	<u>2.3</u>	<u>—</u>	<u>0.25</u>

(略)
共済目的の種類
大豆

都道府県名	地域	統計単位地域
鳥取県	第 1 区域	—

類区分	引受方式	支払開始割合 ・ 共済限度額割合	共済掛金 標準率	畑作物通常 標準被害率	再保険料 基礎率	保険料 基礎率
			%	%	%	%
(略)						
3 類	全相殺方式	1 割	8.14	6.3	—	2.21
		2 割	5.46	4.2	—	1.67
		3 割	3.65	3.1	—	1.07
	半相殺方式	2 割	6.09	4.7	—	1.82
		3 割	3.83	2.9	—	1.39
		4 割	2.55	2.2	—	0.94
<u>9 類</u>	<u>全相殺方式</u>	<u>1 割</u>	<u>8.18</u>	<u>6.4</u>	<u>—</u>	<u>2.22</u>
		<u>2 割</u>	<u>5.48</u>	<u>4.2</u>	<u>—</u>	<u>1.68</u>
		<u>3 割</u>	<u>3.67</u>	<u>3.1</u>	<u>—</u>	<u>1.08</u>

(略)

共済目的の種類
大豆

都道府県名	地域	統計単位地域
奈良県	第 1 区域	—

類区分	引受方式	支払開始割合 ・ 共済限度額割合	共済掛金 標準率	畑作物通常 標準被害率	再保険料 基礎率	保険料 基礎率
			%	%	%	%
(略)						
2 類	全相殺方式	1 割	4.07	4.3	—	0.95
		2 割	2.34	2.8	—	0.58
		3 割	1.46	2.3	—	0.25
	半相殺方式	2 割	4.78	4.8	—	1.18
		3 割	2.68	3.1	—	0.71
		4 割	1.63	2.4	—	0.28

(新設)

(略)
共済目的の種類
大豆

都道府県名	地域	統計単位地域
鳥取県	第 1 区域	—

類区分	引受方式	支払開始割合 ・ 共済限度額割合	共済掛金 標準率	畑作物通常 標準被害率	再保険料 基礎率	保険料 基礎率
			%	%	%	%
(略)						
3 類	全相殺方式	1 割	8.14	6.3	—	2.21
		2 割	5.46	4.2	—	1.67
		3 割	3.65	3.1	—	1.07
	半相殺方式	2 割	6.09	4.7	—	1.82
		3 割	3.83	2.9	—	1.39
		4 割	2.55	2.2	—	0.94

(新設)

(略)

共済目的の種類
大豆

都道府県名	地域	統計単位地域
島根県	第 1 区域	—

類区分	引受方式	支払開始割合 ・ 共済限度額割合	共済掛金 標準率	畑作物通常 標準被害率	再保険料 基礎率	保険料 基礎率
			%	%	%	%
(略)						
2 類	全相殺方式	1 割	20.00	18.2	—	9.34
		2 割	14.11	12.2	—	7.29
		3 割	9.74	8.9	—	5.18
	半相殺方式	2 割	13.75	15.2	—	5.42
		3 割	8.60	10.1	—	3.57
		4 割	5.21	7.7	—	1.87
		4 割	5.21	7.7	—	1.87
<u>9 類</u>	<u>全相殺方式</u>	<u>1 割</u>	<u>20.00</u>	<u>18.2</u>	<u>—</u>	<u>9.34</u>
		<u>2 割</u>	<u>14.11</u>	<u>12.2</u>	<u>—</u>	<u>7.29</u>
		<u>3 割</u>	<u>9.74</u>	<u>8.9</u>	<u>—</u>	<u>5.18</u>

(略)
共済目的の種類
大豆

都道府県名	地域	統計単位地域
岡山県	第 1 区域	—

類区分	引受方式	支払開始割合 ・ 共済限度額割合	共済掛金 標準率	畑作物通常 標準被害率	再保険料 基礎率	保険料 基礎率
			%	%	%	%
(略)						
2 類	全相殺方式	1 割	9.51	6.7	—	3.40
		2 割	6.71	4.6	—	2.71
		3 割	4.84	3.5	—	1.94
	半相殺方式	2 割	14.78	12.4	—	3.32
		3 割	10.24	8.2	—	2.78
		4 割	6.81	5.4	—	2.07
		4 割	6.81	5.4	—	2.07
<u>9 類</u>	<u>全相殺方式</u>	<u>1 割</u>	<u>9.51</u>	<u>6.7</u>	<u>—</u>	<u>3.40</u>
		<u>2 割</u>	<u>6.71</u>	<u>4.6</u>	<u>—</u>	<u>2.71</u>
		<u>3 割</u>	<u>4.84</u>	<u>3.5</u>	<u>—</u>	<u>1.94</u>

(略)

共済目的の種類
大豆

都道府県名	地域	統計単位地域
島根県	第 1 区域	—

類区分	引受方式	支払開始割合 ・ 共済限度額割合	共済掛金 標準率	畑作物通常 標準被害率	再保険料 基礎率	保険料 基礎率
			%	%	%	%
(略)						
2 類	全相殺方式	1 割	20.00	18.2	—	9.34
		2 割	14.11	12.2	—	7.29
		3 割	9.74	8.9	—	5.18
	半相殺方式	2 割	13.75	15.2	—	5.42
		3 割	8.60	10.1	—	3.57
		4 割	5.21	7.7	—	1.87
		4 割	5.21	7.7	—	1.87

(新設)

(略)
共済目的の種類
大豆

都道府県名	地域	統計単位地域
岡山県	第 1 区域	—

類区分	引受方式	支払開始割合 ・ 共済限度額割合	共済掛金 標準率	畑作物通常 標準被害率	再保険料 基礎率	保険料 基礎率
			%	%	%	%
(略)						
2 類	全相殺方式	1 割	9.51	6.7	—	3.40
		2 割	6.71	4.6	—	2.71
		3 割	4.84	3.5	—	1.94
	半相殺方式	2 割	14.78	12.4	—	3.32
		3 割	10.24	8.2	—	2.78
		4 割	6.81	5.4	—	2.07
		4 割	6.81	5.4	—	2.07

(新設)

(略)

共済目的の種類
大豆

都道府県名	地域	統計単位地域
広島県	第 1 区域	—

類区分	引受方式	支払開始割合 ・ 共済限度額割合	共済掛金 標準率	畑作物通常 標準被害率	再保険料 基礎率	保険料 基礎率
			%	%	%	%
(略)						
3 類	全相殺方式	1 割	6.31	4.1	—	3.80
		2 割	4.40	3.4	—	2.56
		3 割	3.01	2.9	—	1.66
	半相殺方式	2 割	16.23	7.2	—	10.98
		3 割	12.56	5.0	—	9.22
		4 割	9.73	4.1	—	7.27
<u>9 類</u>	<u>全相殺方式</u>	<u>1 割</u>	<u>6.31</u>	<u>4.1</u>	<u>—</u>	<u>3.80</u>
		<u>2 割</u>	<u>4.40</u>	<u>3.4</u>	<u>—</u>	<u>2.56</u>
		<u>3 割</u>	<u>3.01</u>	<u>2.9</u>	<u>—</u>	<u>1.66</u>

共済目的の種類
大豆

都道府県名	地域	統計単位地域
山口県	第 1 区域	—

類区分	引受方式	支払開始割合 ・ 共済限度額割合	共済掛金 標準率	畑作物通常 標準被害率	再保険料 基礎率	保険料 基礎率
			%	%	%	%
(略)						
3 類	全相殺方式	1 割	21.70	16.4	—	6.62
		2 割	15.58	11.2	—	5.55
		3 割	11.00	8.0	—	4.22
	半相殺方式	2 割	7.12	5.3	—	2.42
		3 割	4.69	3.4	—	1.83
		4 割	3.13	2.5	—	1.24
<u>9 類</u>	<u>全相殺方式</u>	<u>1 割</u>	<u>21.70</u>	<u>16.4</u>	<u>—</u>	<u>6.62</u>
		<u>2 割</u>	<u>15.58</u>	<u>11.2</u>	<u>—</u>	<u>5.55</u>
		<u>3 割</u>	<u>11.00</u>	<u>8.0</u>	<u>—</u>	<u>4.22</u>

共済目的の種類
大豆

共済目的の種類
大豆

都道府県名	地域	統計単位地域
広島県	第 1 区域	—

類区分	引受方式	支払開始割合 ・ 共済限度額割合	共済掛金 標準率	畑作物通常 標準被害率	再保険料 基礎率	保険料 基礎率
			%	%	%	%
(略)						
3 類	全相殺方式	1 割	6.31	4.1	—	3.80
		2 割	4.40	3.4	—	2.56
		3 割	3.01	2.9	—	1.66
	半相殺方式	2 割	16.23	7.2	—	10.98
		3 割	12.56	5.0	—	9.22
		4 割	9.73	4.1	—	7.27

(新設)

共済目的の種類
大豆

都道府県名	地域	統計単位地域
山口県	第 1 区域	—

類区分	引受方式	支払開始割合 ・ 共済限度額割合	共済掛金 標準率	畑作物通常 標準被害率	再保険料 基礎率	保険料 基礎率
			%	%	%	%
(略)						
3 類	全相殺方式	1 割	21.70	16.4	—	6.62
		2 割	15.58	11.2	—	5.55
		3 割	11.00	8.0	—	4.22
	半相殺方式	2 割	7.12	5.3	—	2.42
		3 割	4.69	3.4	—	1.83
		4 割	3.13	2.5	—	1.24

(新設)

共済目的の種類
大豆

共済目的の種類
大豆

都道府県名	地域	統計単位地域
徳島県	第 1 区域	—

類区分	引受方式	支払開始割合 ・ 共済限度額割合	共済掛金 標準率	畑作物通常 標準被害率	再保険料 基礎率	保険料 基礎率
			%	%	%	%

(略)						
2 類	全相殺方式	1 割	8.11	16.3	—	2.79
		2 割	6.06	11.6	—	2.17
		3 割	4.35	8.0	—	1.63
	半相殺方式	2 割	7.47	15.2	—	2.57
<u>9 類</u>	全相殺方式	3 割	5.32	10.3	—	1.92
		4 割	3.64	6.7	—	1.39
		<u>1 割</u>	<u>8.11</u>	<u>16.3</u>	<u>—</u>	<u>2.79</u>
		<u>2 割</u>	<u>6.06</u>	<u>11.6</u>	<u>—</u>	<u>2.17</u>
		<u>3 割</u>	<u>4.35</u>	<u>8.0</u>	<u>—</u>	<u>1.63</u>

共済目的の種類
大豆

都道府県名	地域	統計単位地域
香川県	第 1 区域	—

類区分	引受方式	支払開始割合 ・ 共済限度額割合	共済掛金 標準率	畑作物通常 標準被害率	再保険料 基礎率	保険料 基礎率
			%	%	%	%

(略)						
2 類	全相殺方式	1 割	6.90	10.8	—	2.45
		2 割	4.96	7.3	—	2.06
		3 割	3.39	5.0	—	1.59
	半相殺方式	2 割	6.39	9.5	—	2.54
<u>9 類</u>	全相殺方式	3 割	4.32	6.2	—	1.97
		4 割	2.72	4.1	—	1.30
		<u>1 割</u>	<u>6.90</u>	<u>10.8</u>	<u>—</u>	<u>2.45</u>
		<u>2 割</u>	<u>4.96</u>	<u>7.3</u>	<u>—</u>	<u>2.06</u>
		<u>3 割</u>	<u>3.39</u>	<u>5.0</u>	<u>—</u>	<u>1.59</u>

(略)

共済目的の種類
大豆

都道府県名	地域	統計単位地域
徳島県	第 1 区域	—

類区分	引受方式	支払開始割合 ・ 共済限度額割合	共済掛金 標準率	畑作物通常 標準被害率	再保険料 基礎率	保険料 基礎率

(略)						
2 類	全相殺方式	1 割	8.11	16.3	—	2.79
		2 割	6.06	11.6	—	2.17
		3 割	4.35	8.0	—	1.63
	半相殺方式	2 割	7.47	15.2	—	2.57
		3 割	5.32	10.3	—	1.92
		4 割	3.64	6.7	—	1.39

(新設)

共済目的の種類
大豆

都道府県名	地域	統計単位地域
香川県	第 1 区域	—

類区分	引受方式	支払開始割合 ・ 共済限度額割合	共済掛金 標準率	畑作物通常 標準被害率	再保険料 基礎率	保険料 基礎率

(略)						
2 類	全相殺方式	1 割	6.90	10.8	—	2.45
		2 割	4.96	7.3	—	2.06
		3 割	3.39	5.0	—	1.59
	半相殺方式	2 割	6.39	9.5	—	2.54
		3 割	4.32	6.2	—	1.97
		4 割	2.72	4.1	—	1.30

(新設)

(略)

共済目的の種類
大豆

都道府県名	地域	統計単位地域
福岡県	第 1 区域	—

類区分	引受方式	支払開始割合 ・ 共済限度額割合	共済掛金 標準率	畑作物通常 標準被害率	再保険料 基礎率	保険料 基礎率
			%	%	%	%
(略)						
3 類	全相殺方式	1 割	16.90	11.6	—	5.75
		2 割	11.82	7.7	—	4.54
		3 割	8.27	5.8	—	3.17
	半相殺方式	2 割	11.85	6.9	—	5.43
		3 割	7.84	4.7	—	3.69
		4 割	5.37	4.0	—	2.06
	<u>9 類</u> <u>全相殺方式</u>	<u>1 割</u>	<u>16.90</u>	<u>11.6</u>	<u>—</u>	<u>5.75</u>
		<u>2 割</u>	<u>11.82</u>	<u>7.7</u>	<u>—</u>	<u>4.54</u>
		<u>3 割</u>	<u>8.27</u>	<u>5.8</u>	<u>—</u>	<u>3.17</u>

共済目的の種類
大豆

都道府県名	地域	統計単位地域
大分県	第 1 区域	—

類区分	引受方式	支払開始割合 ・ 共済限度額割合	共済掛金 標準率	畑作物通常 標準被害率	再保険料 基礎率	保険料 基礎率
			%	%	%	%
(略)						
3 類	全相殺方式	1 割	20.30	16.6	—	3.85
		2 割	14.70	11.8	—	3.21
		3 割	10.17	8.1	—	2.45
	半相殺方式	2 割	22.56	19.6	—	3.41
		3 割	15.78	13.3	—	2.95
		4 割	10.26	8.5	—	2.33
	<u>9 類</u> <u>全相殺方式</u>	<u>1 割</u>	<u>20.30</u>	<u>16.6</u>	<u>—</u>	<u>3.85</u>
		<u>2 割</u>	<u>14.70</u>	<u>11.8</u>	<u>—</u>	<u>3.21</u>
		<u>3 割</u>	<u>10.17</u>	<u>8.1</u>	<u>—</u>	<u>2.45</u>

(略)

共済目的の種類
大豆

都道府県名	地域	統計単位地域
福岡県	第 1 区域	—

類区分	引受方式	支払開始割合 ・ 共済限度額割合	共済掛金 標準率	畑作物通常 標準被害率	再保険料 基礎率	保険料 基礎率
			%	%	%	%
(略)						
3 類	全相殺方式	1 割	16.90	11.6	—	5.75
		2 割	11.82	7.7	—	4.54
		3 割	8.27	5.8	—	3.17
	半相殺方式	2 割	11.85	6.9	—	5.43
		3 割	7.84	4.7	—	3.69
		4 割	5.37	4.0	—	2.06
	(新設)					

共済目的の種類
大豆

都道府県名	地域	統計単位地域
大分県	第 1 区域	—

類区分	引受方式	支払開始割合 ・ 共済限度額割合	共済掛金 標準率	畑作物通常 標準被害率	再保険料 基礎率	保険料 基礎率
			%	%	%	%
(略)						
3 類	全相殺方式	1 割	20.30	16.6	—	3.85
		2 割	14.70	11.8	—	3.21
		3 割	10.17	8.1	—	2.45
	半相殺方式	2 割	22.56	19.6	—	3.41
		3 割	15.78	13.3	—	2.95
		4 割	10.26	8.5	—	2.33
	(新設)					

(略)

改 正 後					改 正 前								
別表 2（都道府県の区域を細分した地域）					別表 2（都道府県の区域を細分した地域）								
<table><tr><td>都道府県名</td></tr><tr><td>北海道</td></tr></table>					都道府県名	北海道	<table><tr><td>都道府県名</td></tr><tr><td>北海道</td></tr></table>					都道府県名	北海道
都道府県名													
北海道													
都道府県名													
北海道													
共済目的の種類	類区分	引受方式	地域	区域	共済目的の種類	類区分	引受方式	地域	区域				
ばれいしょ	1 類	全相殺方式	第 1 区域	<u>石狩振興局、後志総合振興局、胆振総合振興局、日高振興局、渡島総合振興局及び檜山振興局の管内の区域</u>	ばれいしょ	1 類	全相殺方式	第 1 区域	<u>札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、石狩郡、小樽市、島牧郡、寿都郡、磯谷郡、虻田郡、岩内郡、古宇郡、積丹郡、古平郡、余市郡、函館市、北斗市、松前郡、上磯郡、亀田郡、茅部郡、二世郡、山越郡、檜山郡、爾志郡、奥尻郡、久遠郡、瀬棚郡、室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、有珠郡、白老郡、勇払郡（安平町、厚真町及びむかわ町の区域に限る。）</u> 、沙流郡、日高郡、新冠郡、浦河郡、様似郡及び幌泉郡の区域				
			第 2 区域	<u>空知総合振興局、上川総合振興局、留萌振興局及び宗谷総合振興局の管内の区域</u>				第 2 区域	<u>岩見沢市、美瑛市、三笠市、樺戸郡、夕張市、空知郡、夕張郡、芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、雨竜郡、士別市、名寄市、上川郡（下川町、和寒町、剣淵町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町及び美瑛町の区域に限る。）</u> 、中川郡（中川町、美深町及び音威子府村の区域に限る。）、富良野市、勇払郡（占冠村の区域に限る。）、旭川市、留萌市、増毛郡、留萌郡、苫前郡、天塩郡、稚内市、宗谷郡、枝幸郡、礼文郡及び利尻郡の区域				
			第 3 区域	<u>十勝総合振興局の管内の区域</u>				第 3 区域	<u>帯広市、河東郡、上川郡（新得町及び清水町の区域に限る。）</u> 、河西郡、広尾郡、中川郡（池田町、豊頃町、本別町及び幕別町の区域に限る。）、足寄郡及び十勝郡の区域				
			第 4 区域	<u>釧路総合振興局及び根室振興局の管内の区域</u>				第 4 区域	<u>釧路市、釧路郡、厚岸郡、川上郡、阿寒郡、白糠郡、根室市、野付郡、標津郡及び目梨郡の区域</u>				
			第 5 区域	<u>オホーツク総合振興局の管内の区域</u>				第 5 区域	<u>北見市、網走市、紋別市、網走郡、斜里郡、常呂郡及び紋別郡の区域</u>				
	2 類	全相殺方式	第 1 区域	<u>石狩振興局、後志総合振興局、胆振総合振興局、日高振興局、渡島総合振興局及び檜山振興局の管内の区域</u>		2 類	全相殺方式	第 1 区域	<u>札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、石狩郡、小樽市、島牧郡、寿都郡、磯谷郡、虻田郡、岩内郡、古宇郡、積丹郡、古平郡、余市郡、函館市、北斗市、松前郡、上磯郡、亀田郡、茅部郡、二世郡、山越郡、檜山郡、爾志郡、奥尻郡、久遠郡、瀬棚郡、室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、有珠郡、白老郡、勇払郡（安平町、厚真町及びむかわ町の区域に限る。）</u> 、沙流郡、日高郡、新冠郡、浦河郡、様似郡及び幌泉郡の区域				

3 類		第 2 区域	<u>空知総合振興局、上川総合振興局、留萌振興局及び宗谷総合振興局の管内の区域</u>
		第 3 区域	<u>十勝総合振興局の管内の区域</u>
		第 4 区域	<u>釧路総合振興局及び根室振興局の管内の区域</u>
		第 5 区域	<u>オホーツク総合振興局の管内の区域</u>
	全相殺方式	第 1 区域	<u>石狩振興局、後志総合振興局、胆振総合振興局、日高振興局、渡島総合振興局及び檜山振興局の管内の区域</u>
		第 2 区域	<u>空知総合振興局、上川総合振興局、留萌振興局及び宗谷総合振興局の管内の区域</u>
		第 3 区域	<u>十勝総合振興局の管内の区域</u>
		第 4 区域	<u>釧路総合振興局及び根室振興局の管内の区域</u>
		第 5 区域	<u>オホーツク総合振興局の管内の区域</u>

3 類		第 2 区域	<u>岩見沢市、美瑛市、三笠市、樺戸郡、夕張市、空知郡、夕張郡、芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、雨竜郡、士別市、名寄市、上川郡（下川町、和寒町、剣淵町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町及び美瑛町の区域に限る。）、中川郡（中川町、美深町及び音威子府村の区域に限る。）、富良野市、勇払郡（占冠村の区域に限る。）、旭川市、留萌市、増毛郡、留萌郡、苫前郡、天塩郡、稚内市、宗谷郡、枝幸郡、礼文郡及び利尻郡の区域</u>
		第 3 区域	<u>帯広市、河東郡、上川郡（新得町及び清水町の区域に限る。）、河西郡、広尾郡、中川郡（池田町、豊頃町、本別町及び幕別町の区域に限る。）、足寄郡及び十勝郡の区域</u>
		第 4 区域	<u>釧路市、釧路郡、厚岸郡、川上郡、阿寒郡、白糠郡、根室市、野付郡、標津郡及び目梨郡の区域</u>
		第 5 区域	<u>北見市、網走市、紋別市、網走郡、斜里郡、常呂郡及び紋別郡の区域</u>
	全相殺方式	第 1 区域	<u>札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、石狩郡、小樽市、島牧郡、寿都郡、磯谷郡、虻田郡、岩内郡、古宇郡、積丹郡、古平郡、余市郡、函館市、北斗市、松前郡、上磯郡、亀田郡、茅郡、二世部、山越郡、檜山郡、爾志郡、奥尻郡、久遠郡、瀬棚郡、室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、有珠郡、白老郡、勇払郡（安平町、厚真町及びむかわ町の区域に限る。）、沙流郡、日高郡、新冠郡、浦河郡、様似郡及び幌泉郡の区域</u>
		第 2 区域	<u>岩見沢市、美瑛市、三笠市、樺戸郡、夕張市、空知郡、夕張郡、芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、雨竜郡、士別市、名寄市、上川郡（下川町、和寒町、剣淵町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町及び美瑛町の区域に限る。）、中川郡（中川町、美深町及び音威子府村の区域に限る。）、富良野市、勇払郡（占冠村の区域に限る。）、旭川市、留萌市、増毛郡、留萌郡、苫前郡、天塩郡、稚内市、宗谷郡、枝幸郡、礼文郡及び利尻郡の区域</u>
		第 3 区域	<u>帯広市、河東郡、上川郡（新得町及び清水町の区域に限る。）、河西郡、広尾郡、中川郡（池田町、豊頃町、本別町及び幕別町の区域に限る。）、足寄郡及び十勝郡の区域</u>
		第 4 区域	<u>釧路市、釧路郡、厚岸郡、川上郡、阿寒郡、白糠郡、根室市、野付郡、標津郡及び目梨郡の区域</u>
		第 5 区域	<u>北見市、網走市、紋別市、網走郡、斜里郡、常呂郡及び紋別郡の区域</u>

	4 類	全相殺方式	第 1 区域	<u>石狩振興局、後志総合振興局、胆振総合振興局、日高振興局、渡島総合振興局及び檜山振興局の管内の区域</u>
			第 2 区域	<u>空知総合振興局、上川総合振興局、留萌振興局及び宗谷総合振興局の管内の区域</u>
			第 3 区域	<u>十勝総合振興局の管内の区域</u>
			第 4 区域	<u>釧路総合振興局及び根室振興局の管内の区域</u>
			第 5 区域	<u>オホーツク総合振興局の管内の区域</u>
			(略)	(略)
大豆	1 類	全相殺方式	第 1 区域	<u>石狩振興局、後志総合振興局、胆振総合振興局、日高振興局、渡島総合振興局及び檜山振興局の管内の区域</u>
			第 2 区域	<u>空知総合振興局、上川総合振興局、留萌振興局及び宗谷総合振興局の管内の区域</u>

	4 類	全相殺方式	第 1 区域	札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、石狩郡、小樽市、島牧郡、寿都郡、磯谷郡、虻田郡、岩内郡、古宇郡、積丹郡、古平郡、余市郡、函館市、北斗市、松前郡、上磯郡、亀田郡、茅部郡、二世郡、山越郡、檜山郡、爾志郡、奥尻郡、久遠郡、瀬棚郡、室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、有珠郡、白老郡、勇払郡（安平町、厚真町及びむかわ町の区域に限る。）、沙流郡、日高郡、新冠郡、浦河郡、様似郡及び幌泉郡の区域
			第 2 区域	岩見沢市、美唄市、三笠市、樺戸郡、夕張市、空知郡、夕張郡、芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、雨竜郡、士別市、名寄市、上川郡（下川町、和寒町、剣淵町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町及び美瑛町の区域に限る。）、中川郡（中川町、美深町及び音威子府村の区域に限る。）、富良野市、勇払郡（占冠村の区域に限る。）、旭川市、留萌市、増毛郡、留萌郡、苫前郡、天塩郡、稚内市、宗谷郡、枝幸郡、礼文郡及び利尻郡の区域
			第 3 区域	帯広市、河東郡、上川郡（新得町及び清水町の区域に限る。）、河西郡、広尾郡、中川郡（池田町、豊頃町、本別町及び幕別町の区域に限る。）、足寄郡及び十勝郡の区域
			第 4 区域	釧路市、釧路郡、厚岸郡、川上郡、阿寒郡、白糠郡、根室市、野付郡、標津郡及び目梨郡の区域
			第 5 区域	北見市、網走市、紋別市、網走郡、斜里郡、常呂郡及び紋別郡の区域
	(略)	(略)	(略)	(略)
大豆	1 類	全相殺方式	第 1 区域	札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、石狩郡、小樽市、島牧郡、寿都郡、磯谷郡、虻田郡、岩内郡、古宇郡、積丹郡、古平郡、余市郡、函館市、北斗市、松前郡、上磯郡、亀田郡、茅部郡、二世郡、山越郡、檜山郡、爾志郡、奥尻郡、久遠郡、瀬棚郡、室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、有珠郡、白老郡、勇払郡（安平町、厚真町及びむかわ町の区域に限る。）、沙流郡、日高郡、新冠郡、浦河郡、様似郡及び幌泉郡の区域
			第 2 区域	岩見沢市、美唄市、三笠市、樺戸郡、夕張市、空知郡、夕張郡、芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、雨竜郡、士別市、名寄市、上川郡（下川町、和寒町、剣淵町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町及び美瑛町の区域に限る。）、中川郡（中川町、美深町及び音威子府村の区域に限る。）、富良野市、勇払郡（占冠村の区域に限る。）、旭川市、留萌市、増毛郡、留萌郡、苫前郡、天塩郡、稚内市、宗谷郡、枝幸郡、礼文郡及び利尻郡の区域

			第 3 区域	<u>十勝総合振興局の管内の区域</u>
			第 4 区域	<u>釧路総合振興局及び根室振興局の管内の区域</u>
			第 5 区域	<u>オホーツク総合振興局の管内の区域</u>
	半相殺方式	第 1 区域		<u>石狩振興局、後志総合振興局、胆振総合振興局、日高振興局、渡島総合振興局及び檜山振興局の管内の区域</u>
		第 2 区域		<u>空知総合振興局、上川総合振興局、留萌振興局及び宗谷総合振興局の管内の区域</u>
		第 3 区域		<u>十勝総合振興局の管内の区域</u>
		第 4 区域		<u>釧路総合振興局及び根室振興局の管内の区域</u>
		第 5 区域		<u>オホーツク総合振興局の管内の区域</u>
		第 1 区域		<u>石狩振興局、後志総合振興局、胆振総合振興局、日高振興局、渡島総合振興局及び檜山振興局の管内の区域</u>
	3 類	全相殺方式		

			第 3 区域	<u>帯広市、河東郡、上川郡（新得町及び清水町の区域に限る。）、河西郡、広尾郡、中川郡（池田町、豊頃町、本別町及び幕別町の区域に限る。）、足寄郡及び十勝郡の区域</u>
			第 4 区域	<u>釧路市、釧路郡、厚岸郡、川上郡、阿寒郡、白糠郡、根室市、野付郡、標津郡及び目梨郡の区域</u>
			第 5 区域	<u>北見市、網走市、紋別市、網走郡、斜里郡、常呂郡及び紋別郡の区域</u>
	半相殺方式	第 1 区域		<u>札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、石狩郡、小樽市、島牧郡、寿都郡、磯谷郡、虻田郡、岩内郡、古宇郡、積丹郡、古平郡、余市郡、函館市、北斗市、松前郡、上磯郡、亀田郡、茅郡、二世郡、山越郡、檜山郡、爾志郡、奥尻郡、久遠郡、瀬棚郡、室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、有珠郡、白老郡、勇払郡（安平町、厚真町及びむかわ町の区域に限る。）、沙流郡、日高郡、新冠郡、浦河郡、様似郡及び幌泉郡の区域</u>
		第 2 区域		<u>岩見沢市、美瑛市、三笠市、樺戸郡、夕張市、空知郡、夕張郡、芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、雨竜郡、士別市、名寄市、上川郡（下川町、和寒町、剣淵町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町及び美瑛町の区域に限る。）、中川郡（中川町、美深町及び音威子府村の区域に限る。）、富良野市、勇払郡（占冠村の区域に限る。）、旭川市、留萌市、増毛郡、留萌郡、苫前郡、天塩郡、稚内市、宗谷郡、枝幸郡、礼文郡及び利尻郡の区域</u>
		第 3 区域		<u>帯広市、河東郡、上川郡（新得町及び清水町の区域に限る。）、河西郡、広尾郡、中川郡（池田町、豊頃町、本別町及び幕別町の区域に限る。）、足寄郡及び十勝郡の区域</u>
		第 4 区域		<u>釧路市、釧路郡、厚岸郡、川上郡、阿寒郡、白糠郡、根室市、野付郡、標津郡及び目梨郡の区域</u>
		第 5 区域		<u>北見市、網走市、紋別市、網走郡、斜里郡、常呂郡及び紋別郡の区域</u>
		第 1 区域		<u>札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、石狩郡、小樽市、島牧郡、寿都郡、磯谷郡、虻田郡、岩内郡、古宇郡、積丹郡、古平郡、余市郡、函館市、北斗市、松前郡、上磯郡、亀田郡、茅郡、二世郡、山越郡、檜山郡、爾志郡、奥尻郡、久遠郡、瀬棚郡、室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、有珠郡、白老郡、勇払郡（安平町、厚真町及びむかわ町の区域に限る。）、沙流郡、日高郡、新冠郡、浦河郡、様似郡及び幌泉郡の区域</u>
	3 類	全相殺方式		

		第 2 区域	<u>空知総合振興局、上川総合振興局、留萌振興局及び宗谷総合振興局の管内の区域</u>
		第 3 区域	<u>十勝総合振興局の管内の区域</u>
		第 4 区域	<u>釧路総合振興局及び根室振興局の管内の区域</u>
		第 5 区域	<u>オホーツク総合振興局の管内の区域</u>
	半相殺方式	第 1 区域	<u>石狩振興局、後志総合振興局、胆振総合振興局、日高振興局、渡島総合振興局及び檜山振興局の管内の区域</u>
		第 2 区域	<u>空知総合振興局、上川総合振興局、留萌振興局及び宗谷総合振興局の管内の区域</u>
		第 3 区域	<u>十勝総合振興局の管内の区域</u>
		第 4 区域	<u>釧路総合振興局及び根室振興局の管内の区域</u>
		第 5 区域	<u>オホーツク総合振興局の管内の区域</u>

	第 2 区域	<u>岩見沢市、美瑛市、三笠市、樺戸郡、夕張市、空知郡、夕張郡、芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、雨竜郡、士別市、名寄市、上川郡（下川町、和寒町、剣淵町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町及び美瑛町の区域に限る。）、中川郡（中川町、美深町及び音威子府村の区域に限る。）、富良野市、勇払郡（占冠村の区域に限る。）、旭川市、留萌市、増毛郡、留萌郡、苫前郡、天塩郡、稚内市、宗谷郡、枝幸郡、礼文郡及び利尻郡の区域</u>
	第 3 区域	<u>帯広市、河東郡、上川郡（新得町及び清水町の区域に限る。）、河西郡、広尾郡、中川郡（池田町、豊頃町、本別町及び幕別町の区域に限る。）、足寄郡及び十勝郡の区域</u>
	第 4 区域	<u>釧路市、釧路郡、厚岸郡、川上郡、阿寒郡、白糠郡、根室市、野付郡、標津郡及び目梨郡の区域</u>
	第 5 区域	<u>北見市、網走市、紋別市、網走郡、斜里郡、常呂郡及び紋別郡の区域</u>
半相殺方式	第 1 区域	<u>札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、石狩郡、小樽市、島牧郡、寿都郡、磯谷郡、虻田郡、岩内郡、古宇郡、積丹郡、古平郡、余市郡、函館市、北斗市、松前郡、上磯郡、亀田郡、茅郡、二世郡、山越郡、檜山郡、爾志郡、奥尻郡、久遠郡、瀬棚郡、室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、有珠郡、白老郡、勇払郡（安平町、厚真町及びむかわ町の区域に限る。）、沙流郡、日高郡、新冠郡、浦河郡、様似郡及び幌泉郡の区域</u>
	第 2 区域	<u>岩見沢市、美瑛市、三笠市、樺戸郡、夕張市、空知郡、夕張郡、芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、雨竜郡、士別市、名寄市、上川郡（下川町、和寒町、剣淵町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町及び美瑛町の区域に限る。）、中川郡（中川町、美深町及び音威子府村の区域に限る。）、富良野市、勇払郡（占冠村の区域に限る。）、旭川市、留萌市、増毛郡、留萌郡、苫前郡、天塩郡、稚内市、宗谷郡、枝幸郡、礼文郡及び利尻郡の区域</u>
	第 3 区域	<u>帯広市、河東郡、上川郡（新得町及び清水町の区域に限る。）、河西郡、広尾郡、中川郡（池田町、豊頃町、本別町及び幕別町の区域に限る。）、足寄郡及び十勝郡の区域</u>
	第 4 区域	<u>釧路市、釧路郡、厚岸郡、川上郡、阿寒郡、白糠郡、根室市、野付郡、標津郡及び目梨郡の区域</u>
	第 5 区域	<u>北見市、網走市、紋別市、網走郡、斜里郡、常呂郡及び紋別郡の区域</u>

(略)	(略)	(略)	(略)
7類	地域インデックス方式	第1区域	北海道の区域
8類	全相殺方式	第1区域	北海道の区域
	地域インデックス方式	第1区域	北海道の区域
9類	全相殺方式	第1区域	石狩振興局、後志総合振興局、胆振総合振興局、日高振興局、渡島総合振興局及び檜山振興局の管内の区域
		第2区域	空知総合振興局、上川総合振興局、留萌振興局及び宗谷総合振興局の管内の区域
		第3区域	十勝総合振興局の管内の区域
		第4区域	釧路総合振興局及び根室振興局の管内の区域
		第5区域	オホーツク総合振興局の管内の区域
小豆	—	全相殺方式	第1区域 石狩振興局、後志総合振興局、胆振総合振興局、日高振興局、渡島総合振興局及び檜山振興局の管内の区域

(略)	(略)	(略)	(略)
7類	地域インデックス方式	第1区域	北海道の区域
8類	(新設)	(新設)	(新設)
	地域インデックス方式	第1区域	北海道の区域
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
		(新設)	(新設)
		(新設)	(新設)
		(新設)	(新設)
		(新設)	(新設)
		(新設)	(新設)
小豆	—	全相殺方式	第1区域 札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、石狩郡、小樽市、島牧郡、寿都郡、磯谷郡、虻田郡、岩内郡、古宇郡、積丹郡、古平郡、余市郡、函館市、北斗市、松前郡、上磯郡、亀田郡、茅郡、二海郡、山越郡、檜山郡、爾志郡、奥尻郡、久遠郡、瀬棚郡、室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、有珠郡、白老郡、勇払郡（安平町、厚真町及びむかわ町の区域に限る。）、沙流郡、日高郡、新冠郡、浦河郡、様似郡及び幌泉郡の区域

		第 2 区域	<u>空知総合振興局、上川総合振興局、留萌振興局及び宗谷総合振興局の管内の区域</u>
		第 3 区域	<u>十勝総合振興局の管内の区域</u>
		第 4 区域	<u>釧路総合振興局及び根室振興局の管内の区域</u>
		第 5 区域	<u>オホーツク総合振興局の管内の区域</u>
	半相殺方式	第 1 区域	<u>石狩振興局、後志総合振興局、胆振総合振興局、日高振興局、渡島総合振興局及び檜山振興局の管内の区域</u>
		第 2 区域	<u>空知総合振興局、上川総合振興局、留萌振興局及び宗谷総合振興局の管内の区域</u>
		第 3 区域	<u>十勝総合振興局の管内の区域</u>
		第 4 区域	<u>釧路総合振興局及び根室振興局の管内の区域</u>

		第 2 区域	<u>岩見沢市、美瑛市、三笠市、樺戸郡、夕張市、空知郡、夕張郡、虻別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、雨竜郡、士別市、名寄市、上川郡（下川町、和寒町、釧淵町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町及び美瑛町の区域に限る。）、中川郡（中川町、美深町及び音威子府村の区域に限る。）、富良野市、勇払郡（占冠村の区域に限る。）、旭川市、留萌市、増毛郡、留萌郡、苫前郡、天塩郡、稚内市、宗谷郡、枝幸郡、礼文郡及び利尻郡の区域</u>
		第 3 区域	<u>帯広市、河東郡、上川郡（新得町及び清水町の区域に限る。）、河西郡、広尾郡、中川郡（池田町、豊頃町、本別町及び幕別町の区域に限る。）、足寄郡及び十勝郡の区域</u>
		第 4 区域	<u>釧路市、釧路郡、厚岸郡、川上郡、阿寒郡、白糠郡、根室市、野付郡、標津郡及び日梨郡の区域</u>
		第 5 区域	<u>北見市、網走市、紋別市、網走郡、斜里郡、常呂郡及び紋別郡の区域</u>
	半相殺方式	第 1 区域	<u>札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、石狩郡、小樽市、島牧郡、寿都郡、磯谷郡、虻田郡、岩内郡、古宇郡、積丹郡、古平郡、余市郡、函館市、北斗市、松前郡、上磯郡、亀田郡、茅郡、二世郡、山越郡、檜山郡、爾志郡、奥尻郡、久遠郡、瀬棚郡、室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、有珠郡、白老郡、勇払郡（安平町、厚真町及びむかわ町の区域に限る。）、沙流郡、日高郡、新冠郡、浦河郡、様似郡及び幌泉郡の区域</u>
		第 2 区域	<u>岩見沢市、美瑛市、三笠市、樺戸郡、夕張市、空知郡、夕張郡、虻別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、雨竜郡、士別市、名寄市、上川郡（下川町、和寒町、釧淵町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町及び美瑛町の区域に限る。）、中川郡（中川町、美深町及び音威子府村の区域に限る。）、富良野市、勇払郡（占冠村の区域に限る。）、旭川市、留萌市、増毛郡、留萌郡、苫前郡、天塩郡、稚内市、宗谷郡、枝幸郡、礼文郡及び利尻郡の区域</u>
		第 3 区域	<u>帯広市、河東郡、上川郡（新得町及び清水町の区域に限る。）、河西郡、広尾郡、中川郡（池田町、豊頃町、本別町及び幕別町の区域に限る。）、足寄郡及び十勝郡の区域</u>
		第 4 区域	<u>釧路市、釧路郡、厚岸郡、川上郡、阿寒郡、白糠郡、根室市、野付郡、標津郡及び日梨郡の区域</u>

			第 5 区域	<u>オホーツク総合振興局の管内の区域</u>				第 5 区域	<u>北見市、網走市、紋別市、網走郡、斜里郡、常呂郡及び紋別郡の区域</u>
		(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)
いんげん	1 類	全相殺方式	第 1 区域	<u>石狩振興局、後志総合振興局、胆振総合振興局、日高振興局、渡島総合振興局、檜山振興局、釧路総合振興局及び根室振興局の管内の区域</u>	いんげん	1 類	全相殺方式	第 1 区域	<u>札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、石狩郡、小樽市、島牧郡、寿都郡、磯谷郡、虻田郡、岩内郡、古宇郡、積丹郡、古平郡、余市郡、函館市、北斗市、松前郡、上磯郡、亀田郡、茅部郡、二世郡、山越郡、檜山郡、爾志郡、奥尻郡、久遠郡、瀬棚郡、室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、有珠郡、白老郡、勇払郡（安平町、厚真町及びむかわ町の区域に限る。）、沙流郡、日高郡、新冠郡、浦河郡、様似郡、幌泉郡、釧路市、釧路郡、厚岸郡、川上郡、阿寒郡、白糠郡、根室市、野付郡、標津郡及び日梨郡の区域</u>
			第 2 区域	<u>空知総合振興局、上川総合振興局、留萌振興局及び宗谷総合振興局の管内の区域</u>				第 2 区域	<u>岩見沢市、美瑛市、三笠市、樺戸郡、夕張市、空知郡、夕張郡、芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、雨竜郡、士別市、名寄市、上川郡（下川町、和寒町、剣淵町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町及び美瑛町の区域に限る。）、中川郡（中川町、美深町及び音威子府村の区域に限る。）、富良野市、勇払郡（占冠村の区域に限る。）、旭川市、留萌市、増毛郡、留萌郡、苫前郡、天塩郡、稚内市、宗谷郡、枝幸郡、礼文郡及び利尻郡の区域</u>
			第 3 区域	<u>十勝総合振興局の管内の区域</u>				第 3 区域	<u>帯広市、河東郡、上川郡（新得町及び清水町の区域に限る。）、河西郡、広尾郡、中川郡（池田町、豊頃町、本別町及び幕別町の区域に限る。）、足寄郡及び十勝郡の区域</u>
			第 4 区域	<u>オホーツク総合振興局の管内の区域</u>				第 4 区域	<u>北見市、網走市、紋別市、網走郡、斜里郡、常呂郡及び紋別郡の区域</u>
		半相殺方式	第 1 区域	<u>石狩振興局、後志総合振興局、胆振総合振興局、日高振興局、渡島総合振興局、檜山振興局、釧路総合振興局及び根室振興局の管内の区域</u>			半相殺方式	第 1 区域	<u>札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、石狩郡、小樽市、島牧郡、寿都郡、磯谷郡、虻田郡、岩内郡、古宇郡、積丹郡、古平郡、余市郡、函館市、北斗市、松前郡、上磯郡、亀田郡、茅部郡、二世郡、山越郡、檜山郡、爾志郡、奥尻郡、久遠郡、瀬棚郡、室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、有珠郡、白老郡、勇払郡（安平町、厚真町及びむかわ町の区域に限る。）、沙流郡、日高郡、新冠郡、浦河郡、様似郡、幌泉郡、釧路市、釧路郡、厚岸郡、川上郡、阿寒郡、白糠郡、根室市、野付郡、標津郡及び日梨郡の区域</u>
			第 2 区域	<u>空知総合振興局、上川総合振興局、留萌振興局及び宗谷総合振興局の管内の区域</u>				第 2 区域	<u>岩見沢市、美瑛市、三笠市、樺戸郡、夕張市、空知郡、夕張郡、芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、雨竜郡、士別市、名寄市、上川郡（下川町、和寒町、剣淵町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町及び美瑛町の区域に限る。）、中川郡（中川町、美深町及び音威子府村の区域に限る。）、富良野市、勇払郡（占冠村の区域に限る。）、旭川市、留萌市、増毛郡、留萌郡、苫前郡、天塩郡、稚内市、宗谷郡、枝幸郡、礼文郡及び利尻郡の区域</u>

		第 3 区域	<u>十勝総合振興局の管内の区域</u>
		第 4 区域	<u>オホーツク総合振興局の管内の区域</u>
2 類	全相殺方式	第 1 区域	<u>石狩振興局、後志総合振興局、胆振総合振興局、日高振興局、渡島総合振興局及び檜山振興局の管内の区域</u>
		第 2 区域	<u>空知総合振興局、上川総合振興局、留萌振興局及び宗谷総合振興局の管内の区域</u>
		第 3 区域	<u>十勝総合振興局の管内の区域</u>
		第 4 区域	<u>釧路総合振興局及び根室振興局の管内の区域</u>
		第 5 区域	<u>オホーツク総合振興局の管内の区域</u>
	半相殺方式	第 1 区域	<u>石狩振興局、後志総合振興局、胆振総合振興局、日高振興局、渡島総合振興局及び檜山振興局の管内の区域</u>

			第 3 区域	<u>帯広市、河東郡、上川郡（新得町及び清水町の区域に限る。）、河西郡、広尾郡、中川郡（池田町、豊頃町、本別町及び幕別町の区域に限る。）、足寄郡及び十勝郡の区域</u>
			第 4 区域	<u>北見市、網走市、紋別市、網走郡、斜里郡、常呂郡及び紋別郡の区域</u>
2 類	全相殺方式	第 1 区域	<u>札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、石狩郡、小樽市、島牧郡、寿都郡、磯谷郡、虻田郡、岩内郡、古宇郡、積丹郡、古平郡、余市郡、函館市、北斗市、松前郡、上磯郡、亀田郡、茅郡、二世郡、山越郡、檜山郡、爾志郡、奥尻郡、久遠郡、瀬棚郡、室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、有珠郡、白老郡、勇払郡（安平町、厚真町及びむかわ町の区域に限る。）、沙流郡、日高郡、新冠郡、浦河郡、様似郡及び幌泉郡の区域</u>	
		第 2 区域	<u>岩見沢市、美瑛市、三笠市、樺戸郡、夕張市、空知郡、夕張郡、芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、雨竜郡、十別市、名寄市、上川郡（下川町、和寒町、剣淵町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町及び美瑛町の区域に限る。）、中川郡（中川町、美深町及び音威子府村の区域に限る。）、富良野市、勇払郡（占冠村の区域に限る。）、旭川市、留萌市、増毛郡、留萌郡、苫前郡、天塩郡、稚内市、宗谷郡、枝幸郡、礼文郡及び利尻郡の区域</u>	
		第 3 区域	<u>帯広市、河東郡、上川郡（新得町及び清水町の区域に限る。）、河西郡、広尾郡、中川郡（池田町、豊頃町、本別町及び幕別町の区域に限る。）、足寄郡及び十勝郡の区域</u>	
		第 4 区域	<u>釧路市、釧路郡、厚岸郡、川上郡、阿寒郡、白糠郡、根室市、野付郡、標津郡及び目梨郡の区域</u>	
		第 5 区域	<u>北見市、網走市、紋別市、網走郡、斜里郡、常呂郡及び紋別郡の区域</u>	
		半相殺方式	第 1 区域	<u>札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、石狩郡、小樽市、島牧郡、寿都郡、磯谷郡、虻田郡、岩内郡、古宇郡、積丹郡、古平郡、余市郡、函館市、北斗市、松前郡、上磯郡、亀田郡、茅郡、二世郡、山越郡、檜山郡、爾志郡、奥尻郡、久遠郡、瀬棚郡、室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、有珠郡、白老郡、勇払郡（安平町、厚真町及びむかわ町の区域に限る。）、沙流郡、日高郡、新冠郡、浦河郡、様似郡及び幌泉郡の区域</u>

			第 2 区域	<u>空知総合振興局、上川総合振興局、留萌振興局及び宗谷総合振興局の管内の区域</u>
			第 3 区域	<u>十勝総合振興局の管内の区域</u>
			第 4 区域	<u>釧路総合振興局及び根室振興局の管内の区域</u>
			第 5 区域	<u>オホーツク総合振興局の管内の区域</u>
	3 類	全相殺方式	第 1 区域	<u>石狩振興局、後志総合振興局、胆振総合振興局、日高振興局、渡島総合振興局及び檜山振興局の管内の区域</u>
			第 2 区域	<u>空知総合振興局、上川総合振興局、留萌振興局及び宗谷総合振興局の管内の区域</u>
			第 3 区域	<u>十勝総合振興局の管内の区域</u>
			第 4 区域	<u>釧路総合振興局及び根室振興局の管内の区域</u>
			第 5 区域	<u>オホーツク総合振興局の管内の区域</u>

			第 2 区域	<u>岩見沢市、美瑛市、三笠市、樺戸郡、夕張市、空知郡、夕張郡、芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、雨竜郡、士別市、名寄市、上川郡（下川町、和寒町、剣淵町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町及び美瑛町の区域に限る。）、中川郡（中川町、美深町及び音威子府村の区域に限る。）、富良野市、勇払郡（占冠村の区域に限る。）、旭川市、留萌市、増毛郡、留萌郡、苫前郡、天塩郡、稚内市、宗谷郡、枝幸郡、礼文郡及び利尻郡の区域</u>
			第 3 区域	<u>帯広市、河東郡、上川郡（新得町及び清水町の区域に限る。）、河西郡、広尾郡、中川郡（池田町、豊頃町、本別町及び幕別町の区域に限る。）、足寄郡及び十勝郡の区域</u>
			第 4 区域	<u>釧路市、釧路郡、厚岸郡、川上郡、阿寒郡、白糠郡、根室市、野付郡、標津郡及び目梨郡の区域</u>
			第 5 区域	<u>北見市、網走市、紋別市、網走郡、斜里郡、常呂郡及び紋別郡の区域</u>
	3 類	全相殺方式	第 1 区域	<u>札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、石狩郡、小樽市、島牧郡、寿都郡、磯谷郡、虻田郡、岩内郡、古宇郡、積丹郡、古平郡、余市郡、函館市、北斗市、松前郡、上磯郡、亀田郡、茅部郡、二世郡、山越郡、檜山郡、磯志郡、奥尻郡、久遠郡、瀬棚郡、室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、有珠郡、白老郡、勇払郡（安平町、厚真町及びむかわ町の区域に限る。）、沙流郡、日高郡、新冠郡、浦河郡、様似郡及び幌泉郡の区域</u>
			第 2 区域	<u>岩見沢市、美瑛市、三笠市、樺戸郡、夕張市、空知郡、夕張郡、芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、雨竜郡、士別市、名寄市、上川郡（下川町、和寒町、剣淵町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町及び美瑛町の区域に限る。）、中川郡（中川町、美深町及び音威子府村の区域に限る。）、富良野市、勇払郡（占冠村の区域に限る。）、旭川市、留萌市、増毛郡、留萌郡、苫前郡、天塩郡、稚内市、宗谷郡、枝幸郡、礼文郡及び利尻郡の区域</u>
			第 3 区域	<u>帯広市、河東郡、上川郡（新得町及び清水町の区域に限る。）、河西郡、広尾郡、中川郡（池田町、豊頃町、本別町及び幕別町の区域に限る。）、足寄郡及び十勝郡の区域</u>
			第 4 区域	<u>釧路市、釧路郡、厚岸郡、川上郡、阿寒郡、白糠郡、根室市、野付郡、標津郡及び目梨郡の区域</u>
			第 5 区域	<u>北見市、網走市、紋別市、網走郡、斜里郡、常呂郡及び紋別郡の区域</u>

半相殺方式	第 1 区域	<u>石狩振興局、後志総合振興局、胆振総合振興局、日高振興局、渡島総合振興局及び檜山振興局の管内の区域</u>	
	第 2 区域	<u>空知総合振興局、上川総合振興局、留萌振興局及び宗谷総合振興局の管内の区域</u>	
	第 3 区域	<u>十勝総合振興局の管内の区域</u>	
	第 4 区域	<u>釧路総合振興局及び根室振興局の管内の区域</u>	
	第 5 区域	<u>オホーツク総合振興局の管内の区域</u>	
4 類	全相殺方式	第 1 区域	<u>石狩振興局、後志総合振興局、胆振総合振興局、日高振興局、渡島総合振興局及び檜山振興局の管内の区域</u>
	第 2 区域	<u>空知総合振興局、上川総合振興局、留萌振興局、宗谷総合振興局、釧路総合振興局及び根室振興局の管内の区域</u>	
	第 3 区域	<u>十勝総合振興局の管内の区域</u>	

	半相殺方式	第 1 区域	札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、石狩郡、小樽市、島牧郡、寿都郡、磯谷郡、虻田郡、岩内郡、古宇郡、積丹郡、古平郡、余市郡、函館市、北斗市、松前郡、上磯郡、亀田郡、茅郡、二世郡、山越郡、檜山郡、爾志郡、奥尻郡、久遠郡、瀬棚郡、室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、有珠郡、白老郡、勇払郡（安平町、厚真町及びむかわ町の区域に限る。）、沙流郡、日高郡、新冠郡、浦河郡、様似郡及び幌泉郡の区域
		第 2 区域	岩見沢市、美唄市、三笠市、樺戸郡、夕張市、空知郡、夕張郡、芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、雨竜郡、十別市、名寄市、上川郡（下川町、和寒町、剣淵町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町及び美瑛町の区域に限る。）、中川郡（中川町、美深町及び音威子府村の区域に限る。）、富良野市、勇払郡（占冠村の区域に限る。）、旭川市、留萌市、増毛郡、留萌郡、苫前郡、天塩郡、稚内市、宗谷郡、枝幸郡、礼文郡及び利尻郡の区域
		第 3 区域	帯広市、河東郡、上川郡（新得町及び清水町の区域に限る。）、河西郡、広尾郡、中川郡（池田町、豊頃町、本別町及び幕別町の区域に限る。）、足寄郡及び十勝郡の区域
		第 4 区域	釧路市、釧路郡、厚岸郡、川上郡、阿寒郡、白糠郡、根室市、野付郡、標津郡及び目梨郡の区域
		第 5 区域	北見市、網走市、紋別市、網走郡、斜里郡、常呂郡及び紋別郡の区域
4 類	全相殺方式	第 1 区域	札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、石狩郡、小樽市、島牧郡、寿都郡、磯谷郡、虻田郡、岩内郡、古宇郡、積丹郡、古平郡、余市郡、函館市、北斗市、松前郡、上磯郡、亀田郡、茅郡、二世郡、山越郡、檜山郡、爾志郡、奥尻郡、久遠郡、瀬棚郡、室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、有珠郡、白老郡、勇払郡（安平町、厚真町及びむかわ町の区域に限る。）、沙流郡、日高郡、新冠郡、浦河郡、様似郡及び幌泉郡の区域
		第 2 区域	岩見沢市、美唄市、三笠市、樺戸郡、夕張市、空知郡、夕張郡、芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、雨竜郡、十別市、名寄市、上川郡（下川町、和寒町、剣淵町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町及び美瑛町の区域に限る。）、中川郡（中川町、美深町及び音威子府村の区域に限る。）、富良野市、勇払郡（占冠村の区域に限る。）、旭川市、留萌市、増毛郡、留萌郡、苫前郡、天塩郡、稚内市、宗谷郡、枝幸郡、礼文郡、利尻郡、釧路市、釧路郡、厚岸郡、川上郡、阿寒郡、白糠郡、根室市、野付郡、標津郡及び目梨郡の区域
		第 3 区域	帯広市、河東郡、上川郡（新得町及び清水町の区域に限る。）、河西郡、広尾郡、中川郡（池田町、豊頃町、本別町及び幕別町の区域に限る。）、足寄郡及び十勝郡の区域

		第 4 区域	<u>オホーツク総合振興局の管内の区域</u>
	半相殺方式	第 1 区域	<u>石狩振興局、後志総合振興局、胆振総合振興局、日高振興局、渡島総合振興局及び檜山振興局の管内の区域</u>
		第 2 区域	<u>空知総合振興局、上川総合振興局、留萌振興局、宗谷総合振興局、釧路総合振興局及び根室振興局の管内の区域</u>
		第 3 区域	<u>十勝総合振興局の管内の区域</u>
		第 4 区域	<u>オホーツク総合振興局の管内の区域</u>
5 類	全相殺方式	第 1 区域	<u>石狩振興局、後志総合振興局、胆振総合振興局、日高振興局、渡島総合振興局及び檜山振興局の管内の区域</u>
		第 2 区域	<u>空知総合振興局、上川総合振興局、留萌振興局及び宗谷総合振興局の管内の区域</u>
		第 3 区域	<u>十勝総合振興局の管内の区域</u>
		第 4 区域	<u>釧路総合振興局及び根室振興局の管内の区域</u>
		第 5 区域	<u>オホーツク総合振興局の管内の区域</u>
		地域インデックス方式	第 1 区域

			第 4 区域	<u>北見市、網走市、紋別市、網走郡、斜里郡、常呂郡及び紋別郡の区域</u>
		半相殺方式	第 1 区域	<u>札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、石狩郡、小樽市、島牧郡、寿都郡、磯谷郡、虻田郡、岩内郡、古宇郡、積丹郡、古平郡、余市郡、函館市、北斗市、松前郡、上磯郡、亀田郡、茅部郡、二世部、山越郡、檜山郡、爾志郡、奥尻郡、久遠郡、瀬棚郡、室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、有珠郡、白老郡、勇払郡（安平町、厚真町及びむかわ町の区域に限る。）、沙流郡、日高郡、新冠郡、浦河郡、様似郡及び幌泉郡の区域</u>
			第 2 区域	<u>岩見沢市、美瑛市、三笠市、樺戸郡、夕張市、空知郡、夕張郡、虻別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、雨竜郡、士別市、名寄市、上川郡（下川町、和寒町、剣淵町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町及び美瑛町の区域に限る。）、中川郡（中川町、美深町及び音威子府村の区域に限る。）、富良野市、勇払郡（占冠村の区域に限る。）、旭川市、留萌市、増毛郡、留萌郡、苫前郡、天塩郡、稚内市、宗谷郡、枝幸郡、礼文郡、利尻郡、釧路市、釧路郡、厚岸郡、川上郡、阿寒郡、白糠郡、根室市、野付郡、標津郡及び目梨郡の区域</u>
			第 3 区域	<u>帯広市、河東郡、上川郡（新得町及び清水町の区域に限る。）、河西郡、広尾郡、中川郡（池田町、豊頃町、本別町及び幕別町の区域に限る。）、足寄郡及び十勝郡の区域</u>
			第 4 区域	<u>北見市、網走市、紋別市、網走郡、斜里郡、常呂郡及び紋別郡の区域</u>
5 類	(新設)	(新設)	(新設)	
		(新設)	(新設)	
		(新設)	(新設)	
		(新設)	(新設)	
		(新設)	(新設)	
	地域インデックス方式	第 1 区域	北海道の区域	

てん菜	1 類	全相殺方式	第 1 区域	<u>石狩振興局、後志総合振興局、胆振総合振興局、日高振興局、渡島総合振興局及び檜山振興局の管内の区域</u>	てん菜	1 類	全相殺方式	第 1 区域	<u>札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、石狩郡、小樽市、島牧郡、寿都郡、磯谷郡、虻田郡、岩内郡、古宇郡、積丹郡、古平郡、余市郡、函館市、北斗市、松前郡、上磯郡、亀田郡、茅郡、二世郡、山越郡、檜山郡、爾志郡、奥尻郡、久遠郡、瀬棚郡、室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、有珠郡、白老郡、勇払郡（安平町、厚真町及びむかわ町の区域に限る。）、沙流郡、日高郡、新冠郡、浦河郡、様似郡及び幌泉郡の区域</u>
			第 2 区域	<u>空知総合振興局、上川総合振興局、留萌振興局及び宗谷総合振興局の管内の区域</u>				第 2 区域	<u>岩見沢市、美唄市、三笠市、樺戸郡、夕張市、空知郡、夕張郡、芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、雨竜郡、士別市、名寄市、上川郡（下川町、和寒町、剣淵町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町及び美瑛町の区域に限る。）、中川郡（中川町、美深町及び音威子府村の区域に限る。）、富良野市、勇払郡（占冠村の区域に限る。）、旭川市、留萌市、増毛郡、留萌郡、苫前郡、天塩郡、稚内市、宗谷郡、枝幸郡、礼文郡及び利尻郡の区域</u>
			第 3 区域	<u>十勝総合振興局の管内の区域</u>				第 3 区域	<u>帯広市、河東郡、上川郡（新得町及び清水町の区域に限る。）、河西郡、広尾郡、中川郡（池田町、豊頃町、本別町及び幕別町の区域に限る。）、足寄郡及び十勝郡の区域</u>
			第 4 区域	<u>釧路総合振興局及び根室振興局の管内の区域</u>				第 4 区域	<u>釧路市、釧路郡、厚岸郡、川上郡、阿寒郡、白糠郡、根室市、野付郡、標津郡及び目梨郡の区域</u>
			第 5 区域	<u>オホーツク総合振興局の管内の区域</u>				第 5 区域	<u>北見市、網走市、紋別市、網走郡、斜里郡、常呂郡及び紋別郡の区域</u>
	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
そば	1 類	全相殺方式	第 1 区域	<u>石狩振興局、後志総合振興局、胆振総合振興局、日高振興局、渡島総合振興局及び檜山振興局の管内の区域</u>	そば	1 類	全相殺方式	第 1 区域	<u>札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、石狩郡、小樽市、島牧郡、寿都郡、磯谷郡、虻田郡、岩内郡、古宇郡、積丹郡、古平郡、余市郡、函館市、北斗市、松前郡、上磯郡、亀田郡、茅郡、二世郡、山越郡、檜山郡、爾志郡、奥尻郡、久遠郡、瀬棚郡、室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、有珠郡、白老郡、勇払郡（安平町、厚真町及びむかわ町の区域に限る。）、沙流郡、日高郡、新冠郡、浦河郡、様似郡及び幌泉郡の区域</u>
			第 2 区域	<u>空知総合振興局、上川総合振興局、留萌振興局及び宗谷総合振興局の管内の区域</u>				第 2 区域	<u>岩見沢市、美唄市、三笠市、樺戸郡、夕張市、空知郡、夕張郡、芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、雨竜郡、士別市、名寄市、上川郡（下川町、和寒町、剣淵町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町及び美瑛町の区域に限る。）、中川郡（中川町、美深町及び音威子府村の区域に限る。）、富良野市、勇払郡（占冠村の区域に限る。）、旭川市、留萌市、増毛郡、留萌郡、苫前郡、天塩郡、稚内市、宗谷郡、枝幸郡、礼文郡及び利尻郡の区域</u>
			第 3 区域	<u>十勝総合振興局の管内の区域</u>				第 3 区域	<u>帯広市、河東郡、上川郡（新得町及び清水町の区域に限る。）、河西郡、広尾郡、中川郡（池田町、豊頃町、本別町及び幕別町の区域に限る。）、足寄郡及び十勝郡の区域</u>
			第 4 区域	<u>釧路総合振興局及び根室振興局の管内の区域</u>				第 4 区域	<u>釧路市、釧路郡、厚岸郡、川上郡、阿寒郡、白糠郡、根室市、野付郡、標津郡及び目梨郡の区域</u>

			第 5 区域	オホーツク総合振興局の管内の区域				第 5 区域	北見市、網走市、紋別市、網走郡、斜里郡、常呂郡及び紋別郡の区域
	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
スイートコーン	1 類	全相殺方式	第 1 区域	<u>石狩振興局、後志総合振興局、胆振総合振興局、日高振興局、渡島総合振興局及び檜山振興局の管内の区域</u>	スイートコーン	1 類	全相殺方式	第 1 区域	<u>札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、石狩郡、小樽市、島牧郡、寿都郡、磯谷郡、虻田郡、岩内郡、古宇郡、積丹郡、古平郡、余市郡、函館市、北斗市、松前郡、上磯郡、亀田郡、茅郡、二世郡、山越郡、檜山郡、爾志郡、奥尻郡、久遠郡、瀬棚郡、室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、有珠郡、白老郡、勇払郡（安平町、厚真町及びむかわ町の区域に限る。）、沙流郡、日高郡、新冠郡、浦河郡、様似郡及び幌泉郡の区域</u>
			第 2 区域	<u>空知総合振興局、上川総合振興局、留萌振興局及び宗谷総合振興局の管内の区域</u>				第 2 区域	<u>岩見沢市、美瑛市、三笠市、樺戸郡、夕張市、空知郡、夕張郡、芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、雨竜郡、士別市、名寄市、上川郡（下川町、和寒町、剣淵町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町及び美瑛町の区域に限る。）、中川郡（中川町、美深町及び音威子府村の区域に限る。）、富良野市、勇払郡（占冠村の区域に限る。）、旭川市、留萌市、増毛郡、留萌郡、苫前郡、天塩郡、稚内市、宗谷郡、枝幸郡、礼文郡及び利尻郡の区域</u>
			第 3 区域	<u>十勝総合振興局の管内の区域</u>				第 3 区域	<u>帯広市、河東郡、上川郡（新得町及び清水町の区域に限る。）、河西郡、広尾郡、中川郡（池田町、豊頃町、本別町及び幕別町の区域に限る。）、足寄郡及び十勝郡の区域</u>
			第 4 区域	<u>釧路総合振興局及び根室振興局の管内の区域</u>				第 4 区域	<u>釧路市、釧路郡、厚岸郡、川上郡、阿寒郡、白糠郡、根室市、野付郡、標津郡及び目梨郡の区域</u>
			第 5 区域	<u>オホーツク総合振興局の管内の区域</u>				第 5 区域	<u>北見市、網走市、紋別市、網走郡、斜里郡、常呂郡及び紋別郡の区域</u>
	2 類	全相殺方式	第 1 区域	<u>石狩振興局、後志総合振興局、胆振総合振興局、日高振興局、渡島総合振興局及び檜山振興局の管内の区域</u>		2 類	全相殺方式	第 1 区域	<u>札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、石狩郡、小樽市、島牧郡、寿都郡、磯谷郡、虻田郡、岩内郡、古宇郡、積丹郡、古平郡、余市郡、函館市、北斗市、松前郡、上磯郡、亀田郡、茅郡、二世郡、山越郡、檜山郡、爾志郡、奥尻郡、久遠郡、瀬棚郡、室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、有珠郡、白老郡、勇払郡（安平町、厚真町及びむかわ町の区域に限る。）、沙流郡、日高郡、新冠郡、浦河郡、様似郡及び幌泉郡の区域</u>
			第 2 区域	<u>空知総合振興局、上川総合振興局、留萌振興局及び宗谷総合振興局の管内の区域</u>				第 2 区域	<u>岩見沢市、美瑛市、三笠市、樺戸郡、夕張市、空知郡、夕張郡、芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、雨竜郡、士別市、名寄市、上川郡（下川町、和寒町、剣淵町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町及び美瑛町の区域に限る。）、中川郡（中川町、美深町及び音威子府村の区域に限る。）、富良野市、勇払郡（占冠村の区域に限る。）、旭川市、留萌市、増毛郡、留萌郡、苫前郡、天塩郡、稚内市、宗谷郡、枝幸郡、礼文郡及び利尻郡の区域</u>

			第 3 区域	オホーツク総合振興局、十勝総合振興局、釧路総合振興局及び根室振興局の管内の区域				第 3 区域	帯広市、河東郡、上川郡（新得町及び清水町の区域に限る。）、河西郡、広尾郡、中川郡（池田町、豊頃町、本別町及び幕別町の区域に限る。）、足寄郡、十勝郡、釧路市、釧路郡、厚岸郡、川上郡、阿寒郡、白糠郡、根室市、野付郡、標津郡、目梨郡、北見市、網走市、紋別市、網走郡、斜里郡、常呂郡及び紋別郡の区域
	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
たまねぎ	—	全相殺方式	第 1 区域	石狩振興局、後志総合振興局、胆振総合振興局、日高振興局、渡島総合振興局及び檜山振興局の管内の区域	たまねぎ	—	全相殺方式	第 1 区域	札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、石狩郡、小樽市、島牧郡、寿都郡、磯谷郡、虻田郡、岩内郡、古宇郡、積丹郡、古平郡、余市郡、函館市、北斗市、松前郡、上磯郡、亀田郡、茅郡、二世郡、山越郡、檜山郡、爾志郡、奥尻郡、久遠郡、瀬棚郡、室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、有珠郡、白老郡、勇払郡（安平町、厚真町及びむかわ町の区域に限る。）、沙流郡、日高郡、新冠郡、浦河郡、様似郡及び幌泉郡の区域
			第 2 区域	空知総合振興局、上川総合振興局、留萌振興局及び宗谷総合振興局の管内の区域				第 2 区域	岩見沢市、美瑛市、三笠市、樺戸郡、夕張市、空知郡、夕張郡、芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、雨竜郡、士別市、名寄市、上川郡（下川町、和寒町、剣淵町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町及び美瑛町の区域に限る。）、中川郡（中川町、美深町及び音威子府村の区域に限る。）、富良野市、勇払郡（占冠村の区域に限る。）、旭川市、留萌市、増毛郡、留萌郡、苫前郡、天塩郡、稚内市、宗谷郡、枝幸郡、礼文郡及び利尻郡の区域
			第 3 区域	十勝総合振興局の管内の区域				第 3 区域	帯広市、河東郡、上川郡（新得町及び清水町の区域に限る。）、河西郡、広尾郡、中川郡（池田町、豊頃町、本別町及び幕別町の区域に限る。）、足寄郡及び十勝郡の区域
			第 4 区域	釧路総合振興局及び根室振興局の管内の区域				第 4 区域	釧路市、釧路郡、厚岸郡、川上郡、阿寒郡、白糠郡、根室市、野付郡、標津郡及び目梨郡の区域
			第 5 区域	オホーツク総合振興局の管内の区域				第 5 区域	北見市、網走市、紋別市、網走郡、斜里郡、常呂郡及び紋別郡の区域
		(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)
かぼちゃ	—	全相殺方式	第 1 区域	石狩振興局、後志総合振興局、胆振総合振興局、日高振興局、渡島総合振興局及び檜山振興局の管内の区域	かぼちゃ	—	全相殺方式	第 1 区域	札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、石狩郡、小樽市、島牧郡、寿都郡、磯谷郡、虻田郡、岩内郡、古宇郡、積丹郡、古平郡、余市郡、函館市、北斗市、松前郡、上磯郡、亀田郡、茅郡、二世郡、山越郡、檜山郡、爾志郡、奥尻郡、久遠郡、瀬棚郡、室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、有珠郡、白老郡、勇払郡（安平町、厚真町及びむかわ町の区域に限る。）、沙流郡、日高郡、新冠郡、浦河郡、様似郡及び幌泉郡の区域

			第 2 区域	<u>空知総合振興局、上川総合振興局、留萌振興局及び宗谷総合振興局の管内の区域</u>				第 2 区域	<u>岩見沢市、美瑛市、三笠市、樺戸郡、夕張市、空知郡、夕張郡、芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、雨竜郡、十別市、名寄市、上川郡（下川町、和寒町、剣淵町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町及び美瑛町の区域に限る。）、中川郡（中川町、美深町及び音威子府村の区域に限る。）、富良野市、勇払郡（占冠村の区域に限る。）、旭川市、留萌市、増毛郡、留萌郡、苫前郡、天塩郡、稚内市、宗谷郡、枝幸郡、礼文郡及び利尻郡の区域</u>
			第 3 区域	<u>十勝総合振興局の管内の区域</u>				第 3 区域	<u>帯広市、河東郡、上川郡（新得町及び清水町の区域に限る。）、河西郡、広尾郡、中川郡（池田町、豊埴町、本別町及び幕別町の区域に限る。）、足寄郡及び十勝郡の区域</u>
			第 4 区域	<u>釧路総合振興局及び根室振興局の管内の区域</u>				第 4 区域	<u>釧路市、釧路郡、厚岸郡、川上郡、阿寒郡、白糠郡、根室市、野付郡、標津郡及び目梨郡の区域</u>
			第 5 区域	<u>オホーツク総合振興局の管内の区域</u>				第 5 区域	<u>北見市、網走市、紋別市、網走郡、斜里郡、常呂郡及び紋別郡の区域</u>
(略)		(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(略)						(略)			

都道府県名
岩手県

共済目的の種類	類区分	引受方式	共済掛金地域	区域
(略)				
大豆	(略)	(略)	(略)	(略)
	8類	地域インデックス方式	第1区域	岩手県の区域
	9類	全相殺方式	第1区域	岩手県の区域
(略)				

都道府県名
宮城県

共済目的の種類	類区分	引受方式	共済掛金地域	区域
(略)				
大豆	(略)	(略)	(略)	(略)
	8類	地域インデックス方式	第1区域	宮城県の区域
	9類	全相殺方式	第1区域	宮城県の区域
(略)				

(略)

都道府県名
山形県

共済目的の種類	類区分	引受方式	共済掛金地域	区域
(略)				
大豆	(略)	(略)	(略)	(略)
	8類	地域インデックス方式	第1区域	山形県の区域
	9類	全相殺方式	第1区域	山形県の区域
(略)				

(略)

都道府県名
岩手県

共済目的の種類	類区分	引受方式	共済掛金地域	区域
(略)				
大豆	(略)	(略)	(略)	(略)
	8類	地域インデックス方式	第1区域	岩手県の区域
	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(略)				

都道府県名
宮城県

共済目的の種類	類区分	引受方式	共済掛金地域	区域
(略)				
大豆	(略)	(略)	(略)	(略)
	8類	地域インデックス方式	第1区域	宮城県の区域
	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(略)				

(略)

都道府県名
山形県

共済目的の種類	類区分	引受方式	共済掛金地域	区域
(略)				
大豆	(略)	(略)	(略)	(略)
	8類	地域インデックス方式	第1区域	山形県の区域
	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(略)				

(略)

都道府県名
茨城県

共済目的の種類	類区分	引受方式	共済掛金地域	区域
(略)				
大豆	(略)	(略)	(略)	(略)
	8類	地域インデックス方式	第1区域	茨城県の区域
	9類	全相殺方式	第1区域	茨城県の区域
(略)				

都道府県名
栃木県

共済目的の種類	類区分	引受方式	共済掛金地域	区域
(略)				
大豆	(略)	(略)	(略)	(略)
	8類	地域インデックス方式	第1区域	栃木県の区域
	9類	全相殺方式	第1区域	栃木県の区域
(略)				

(略)

都道府県名
長野県

共済目的の種類	類区分	引受方式	共済掛金地域	区域
(略)				
大豆	(略)	(略)	(略)	(略)
	8類	地域インデックス方式	第1区域	長野県の区域
	9類	全相殺方式	第1区域	長野県の区域
(略)				

都道府県名
茨城県

共済目的の種類	類区分	引受方式	共済掛金地域	区域
(略)				
大豆	(略)	(略)	(略)	(略)
	8類	地域インデックス方式	第1区域	茨城県の区域
	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(略)				

都道府県名
栃木県

共済目的の種類	類区分	引受方式	共済掛金地域	区域
(略)				
大豆	(略)	(略)	(略)	(略)
	8類	地域インデックス方式	第1区域	栃木県の区域
	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(略)				

(略)

都道府県名
長野県

共済目的の種類	類区分	引受方式	共済掛金地域	区域
(略)				
大豆	(略)	(略)	(略)	(略)
	8類	地域インデックス方式	第1区域	長野県の区域
	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(略)				

都道府県名
岐阜県

共済目的の種類	類区分	引受方式	共済掛金地域	区域
(略)				
大豆	(略)	(略)	(略)	(略)
	8類	地域インデックス方式	第1区域	岐阜県の区域
	9類	全相殺方式	第1区域	岐阜県の区域
(略)				

(略)

都道府県名
滋賀県

共済目的の種類	類区分	引受方式	共済掛金地域	区域
(略)				
大豆	(略)	(略)	(略)	(略)
	8類	地域インデックス方式	第1区域	滋賀県の区域
	9類	全相殺方式	第1区域	滋賀県の区域
(略)				

都道府県名
京都府

共済目的の種類	類区分	引受方式	共済掛金地域	区域
(略)				
大豆	(略)	(略)	(略)	(略)
	8類	地域インデックス方式	第1区域	京都府の区域
	9類	全相殺方式	第1区域	京都府の区域
(略)				

(略)

都道府県名
岐阜県

共済目的の種類	類区分	引受方式	共済掛金地域	区域
(略)				
大豆	(略)	(略)	(略)	(略)
	8類	地域インデックス方式	第1区域	岐阜県の区域
	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(略)				

(略)

都道府県名
滋賀県

共済目的の種類	類区分	引受方式	共済掛金地域	区域
(略)				
大豆	(略)	(略)	(略)	(略)
	8類	地域インデックス方式	第1区域	滋賀県の区域
	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(略)				

都道府県名
京都府

共済目的の種類	類区分	引受方式	共済掛金地域	区域
(略)				
大豆	(略)	(略)	(略)	(略)
	8類	地域インデックス方式	第1区域	京都府の区域
	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(略)				

(略)

都道府県名
兵庫県

共済目的の種類	類区分	引受方式	共済掛金地域	区域
(略)				
大豆	(略)	(略)	(略)	(略)
	8類	地域インデックス方式	第1区域	兵庫県の区域
	9類	全相殺方式	第1区域	兵庫県の区域
(略)				

都道府県名
奈良県

共済目的の種類	類区分	引受方式	共済掛金地域	区域
(略)				
大豆	(略)	(略)	(略)	(略)
	8類	地域インデックス方式	第1区域	奈良県の区域
	9類	全相殺方式	第1区域	奈良県の区域
(略)				

(略)

都道府県名
鳥取県

共済目的の種類	類区分	引受方式	共済掛金地域	区域
(略)				
大豆	(略)	(略)	(略)	(略)
	8類	地域インデックス方式	第1区域	鳥取県の区域
	9類	全相殺方式	第1区域	鳥取県の区域
(略)				

都道府県名
兵庫県

共済目的の種類	類区分	引受方式	共済掛金地域	区域
(略)				
大豆	(略)	(略)	(略)	(略)
	8類	地域インデックス方式	第1区域	兵庫県の区域
	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(略)				

都道府県名
奈良県

共済目的の種類	類区分	引受方式	共済掛金地域	区域
(略)				
大豆	(略)	(略)	(略)	(略)
	8類	地域インデックス方式	第1区域	奈良県の区域
	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(略)				

(略)

都道府県名
鳥取県

共済目的の種類	類区分	引受方式	共済掛金地域	区域
(略)				
大豆	(略)	(略)	(略)	(略)
	8類	地域インデックス方式	第1区域	鳥取県の区域
	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(略)				

都道府県名
島根県

共済目的の種類	類区分	引受方式	共済掛金地域	区域
(略)				
大豆	(略)	(略)	(略)	(略)
	8類	地域インデックス方式	第1区域	島根県の区域
	9類	全相殺方式	第1区域	島根県の区域
(略)				

都道府県名
岡山県

共済目的の種類	類区分	引受方式	共済掛金地域	区域
(略)				
大豆	(略)	(略)	(略)	(略)
	8類	地域インデックス方式	第1区域	岡山県の区域
	9類	全相殺方式	第1区域	岡山県の区域
(略)				

都道府県名
広島県

共済目的の種類	類区分	引受方式	共済掛金地域	区域
(略)				
大豆	(略)	(略)	(略)	(略)
	8類	地域インデックス方式	第1区域	広島県の区域
	9類	全相殺方式	第1区域	広島県の区域
(略)				

都道府県名
島根県

共済目的の種類	類区分	引受方式	共済掛金地域	区域
(略)				
大豆	(略)	(略)	(略)	(略)
	8類	地域インデックス方式	第1区域	島根県の区域
	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(略)				

都道府県名
岡山県

共済目的の種類	類区分	引受方式	共済掛金地域	区域
(略)				
大豆	(略)	(略)	(略)	(略)
	8類	地域インデックス方式	第1区域	岡山県の区域
	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(略)				

都道府県名
広島県

共済目的の種類	類区分	引受方式	共済掛金地域	区域
(略)				
大豆	(略)	(略)	(略)	(略)
	8類	地域インデックス方式	第1区域	広島県の区域
	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(略)				

都道府県名
山口県

共済目的の種類	類区分	引受方式	共済掛金地域	区域
(略)				
大豆	(略)	(略)	(略)	(略)
	8類	地域インデックス方式	第1区域	山口県の区域
	9類	全相殺方式	第1区域	山口県の区域
(略)				

都道府県名
徳島県

共済目的の種類	類区分	引受方式	共済掛金地域	区域
(略)				
大豆	(略)	(略)	(略)	(略)
	8類	地域インデックス方式	第1区域	徳島県の区域
	9類	全相殺方式	第1区域	徳島県の区域
(略)				

都道府県名
香川県

共済目的の種類	類区分	引受方式	共済掛金地域	区域
(略)				
大豆	(略)	(略)	(略)	(略)
	8類	地域インデックス方式	第1区域	香川県の区域
	9類	全相殺方式	第1区域	香川県の区域
(略)				

(略)

都道府県名
山口県

共済目的の種類	類区分	引受方式	共済掛金地域	区域
(略)				
大豆	(略)	(略)	(略)	(略)
	8類	地域インデックス方式	第1区域	山口県の区域
	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(略)				

都道府県名
徳島県

共済目的の種類	類区分	引受方式	共済掛金地域	区域
(略)				
大豆	(略)	(略)	(略)	(略)
	8類	地域インデックス方式	第1区域	徳島県の区域
	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(略)				

都道府県名
香川県

共済目的の種類	類区分	引受方式	共済掛金地域	区域
(略)				
大豆	(略)	(略)	(略)	(略)
	8類	地域インデックス方式	第1区域	香川県の区域
	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(略)				

(略)

都道府県名
福岡県

共済目的の種類	類区分	引受方式	共済掛金地域	区域
(略)				
大豆	(略)	(略)	(略)	(略)
	8類	地域インデックス方式	第1区域	福岡県の区域
	9類	全相殺方式	第1区域	福岡県の区域
(略)				

(略)

都道府県名
大分県

共済目的の種類	類区分	引受方式	共済掛金地域	区域
(略)				
大豆	(略)	(略)	(略)	(略)
	8類	地域インデックス方式	第1区域	大分県の区域
	9類	全相殺方式	第1区域	大分県の区域
(略)				

(略)

都道府県名
福岡県

共済目的の種類	類区分	引受方式	共済掛金地域	区域
(略)				
大豆	(略)	(略)	(略)	(略)
	8類	地域インデックス方式	第1区域	福岡県の区域
	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(略)				

(略)

都道府県名
大分県

共済目的の種類	類区分	引受方式	共済掛金地域	区域
(略)				
大豆	(略)	(略)	(略)	(略)
	8類	地域インデックス方式	第1区域	大分県の区域
	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(略)				

(略)